

第5次

# 佐賀市 教育振興基本計画



令和7年3月 | 佐賀市教育委員会



## はじめに

今、私たちをとりまく社会は年々変化の速度を増しており、複雑で将来予測が困難な時代となってきました。

そうした時代の中において、自分らしく豊かに生きていくためには、主体的に学び続けることが大変重要であり、そのためには、これからの未来を担う子どもたちは、自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を尊重し、多様な人々と協働しながら社会の変化を乗り越え、未来を切り拓いていく力を身に付けてほしいと考えます。

このたび、本市は第4次佐賀市教育振興基本計画の成果と課題を踏まえて、新たに今後8年間の佐賀市教育の方向性を定める「第5次佐賀市教育振興基本計画」を策定いたしました。

この計画は、「第3次佐賀市総合計画」をもとに「佐賀市教育大綱」との整合性を図り、教育分野における総合的な計画として位置づけています。

「第3次佐賀市総合計画」の基本構想では、本市の2040年に目指す将来像として『佐賀らしさでみんなが上を向くまち』と定めているところです。

この将来像を具現化するために、教育委員会では、学校教育、さらには社会教育と連続する取組の中で、未来を担う子どもたちが今も、未来も幸せであり続けられるよう「第5次佐賀市教育振興基本計画」に基づき取組を推進してまいります。市民の皆様と連携・協働して取組むことで佐賀市教育の充実・発展につながるものと確信します。

市民の皆様には、佐賀市の教育に対しましてご理解とお力添えをよろしくお願いたします。

令和7年3月

佐賀市教育委員会教育長 丹宗 成一



# 目 次

## 第1章 基本計画編

1	計画策定の趣旨	P 1
2	計画の位置づけ	P 2
3	計画の範囲	P 3
4	計画の構成及び期間	P 3
5	第4次佐賀市教育振興基本計画の総括	P 4
6	佐賀市教育の基本目標	P 15
7	基本方針	P 16
8	施策	P 16
	施策1 多様な未来につなげる教育の推進	P 17
	施策2 地域全体で支えるこどもの健全育成	P 20
	施策3 いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の推進	P 22
9	基本計画の進捗管理	P 24

## 第2章 実施計画編

1	実施計画の概要	P 27
2	実施計画の期間	P 27
3	実施計画の構成	P 27
4	施策体系	P 28
5	基本事業ごとの具体的事業の内容	P 33
	施策1 多様な未来につなげる教育の推進	P 33
	施策2 地域全体で支えるこどもの健全育成	P 45
	施策3 いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の推進	P 49
	教育委員会活動全般に関する取組	P 52
6	重点事業 [令和7年度～令和10年度の4年間に取り組む事業]	P 53

## 参 考

○佐賀市教育振興基本計画の策定経過	P 56
○佐賀市教育振興基本計画策定委員名簿	P 57



# 第1章 基本計画編

---

## 1 計画策定の趣旨

今日の社会は、人口減少、少子・高齢化の進行、グローバル化の進展や環境問題など地球的規模の課題、子どもの貧困等の社会問題に加えて、生成AIの出現やDX化など急速な社会構造の変化の中にあり、社会の変化を予測することが難しくなっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、気候変動に伴う災害の激甚化や国際情勢の不安定化など、予測困難な時代の象徴ともいえる事態も発生しました。

子どもたちの教育を取り巻く状況についても、児童生徒数の減少、学習意欲の低下、いじめ、不登校、発達障がいや外国につながる子ども<sup>1</sup>など多様な配慮が必要な児童生徒の増加、家庭や地域の教育力の低下、教員の多忙化、教員不足等、多くの課題があります。

また、Society5.0<sup>2</sup>の実現を見据え、一人ひとりが自分らしく幸せに生きながら、未来を共につくっていくことが求められるこれからの時代の人材育成において、「正解（知識）の暗記」、「正解主義の偏り」から脱却し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っていくことが不可欠とされています。

このような状況の中、国においては、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング<sup>3</sup>の向上」をコンセプトとした「第4期教育振興基本計画」が令和5年6月に策定されました。

佐賀市教育委員会では、佐賀市ならではの教育施策を進めていくためには、0歳から義務教育修了時の15歳までの「子どもの育ち」を念頭に入れた中期的な視点で教育の方向性を定める必要があるとの認識のもと、平成18年3月、初めての中期計画である「佐賀市教育振興基本計画」を策定しました。その後、これまで国の動きを考慮して、平成23年4月に第2次佐賀市教育振興基本計画、平成27年4月に第3次佐賀市教育振興基本計画、令和2年3月に第4次佐賀市教育振興基本計画を策定して、将来を展望した教育施策を総合的に推進してきました。

令和6年度で第4次佐賀市教育振興基本計画が最終年度となることから、社会情勢の変化や国の教育振興基本計画を念頭に置きながら、これまで実施した様々な施策の成果と課題を検証し、上位計画である佐賀市総合計画を踏まえた上で、佐賀市の教育行政の基本的な方向性を示す「第5次佐賀市教育振興基本計画」を策定し、今後8年間の取組を推進していきます。

<sup>1</sup> 外国につながる子ども：国籍を問わず、日本国外にルーツを持つ子ども。

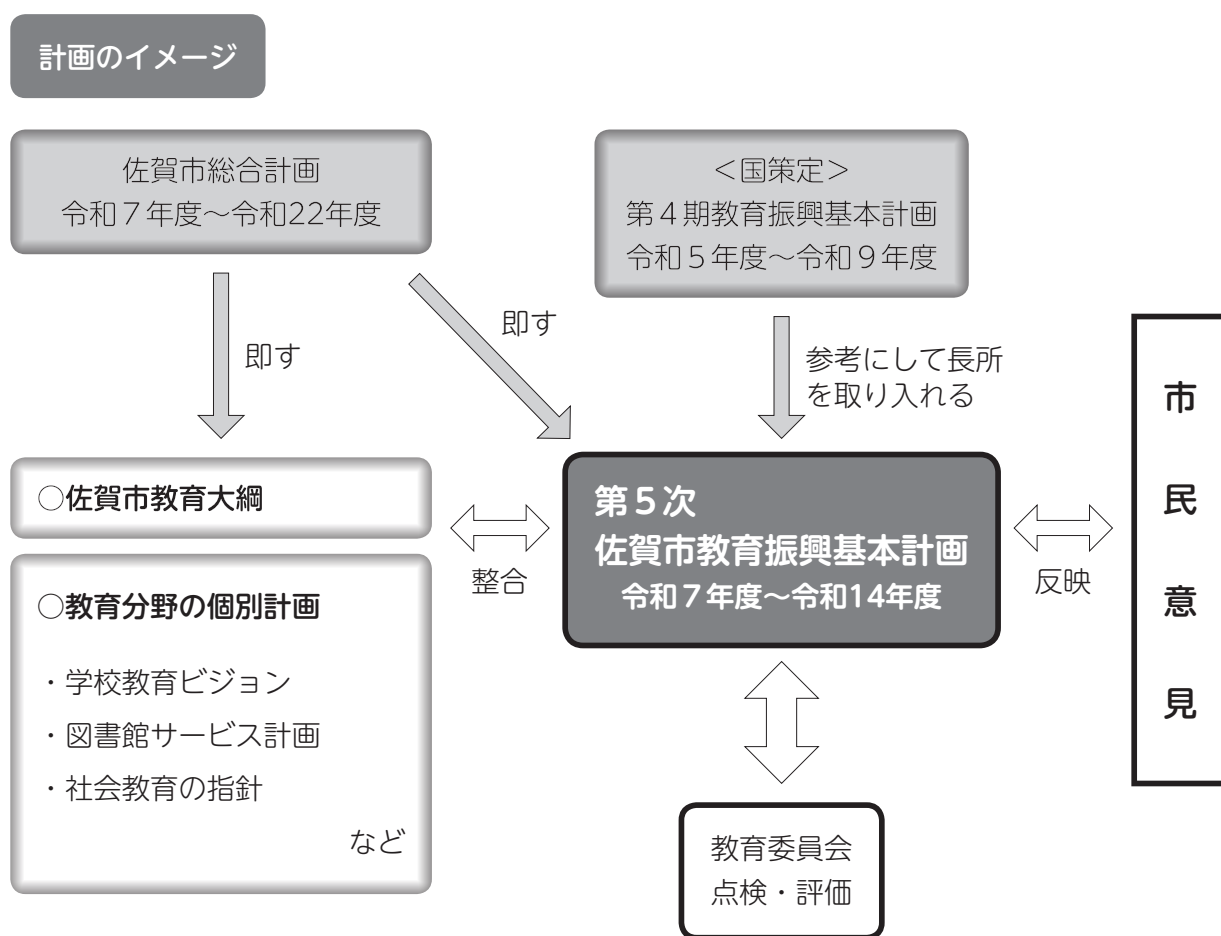
<sup>2</sup> Society5.0：持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会。

<sup>3</sup> ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、上位計画である第3次佐賀市総合計画<sup>4</sup>の教育に関わる分野を担うもので、教育基本法において、地方公共団体が定めるよう努めなければならないとされています。

佐賀市の目指すべき教育の姿を明らかにした上で、その実現に向け各施策や事業に取り組むための、佐賀市の教育振興に関わる総合的な計画として策定します。なお、策定にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長が定める「佐賀市教育大綱」や教育分野の様々な個別計画との整合を図り、各分野との連携を重視する必要があります。



<sup>4</sup> 佐賀市総合計画：「佐賀市まちづくり自治基本条例」に策定が位置づけられており、佐賀市の目指す姿と各分野の政策展開を示した「まちづくりの指針」となるもので、市の行政運営における最上位計画。

### 3 計画の範囲

学校教育、社会教育、教育行政事務など、教育委員会が所管する分野を対象とします。

なお、条例により、教育委員会の職務権限に属する事務のうち市長が管理及び執行することと定める公民館の設置、管理及び廃止に関すること、スポーツに関すること、文化に関すること、及び文化財の保護に関することについては、本計画には含まれませんが、関係部署と連携をとりながら推進していきます。

### 4 計画の構成及び期間

- 第5次佐賀市教育振興基本計画の計画期間は、令和7年度から令和14年度までの8年間とし、「基本計画」と「実施計画」で構成します。
- 「基本計画」は、基本目標、基本方針及びこれらを実現するための施策を定めます。
- 「実施計画」は、基本計画のもとに重点的に取り組む具体的な事業計画を示すものであり、時代の要請に迅速に対応するため、計画期間を前期4年間と後期4年間にわけて、令和10年度に見直しを行います。
- 計画期間中に法改正及び佐賀市の上位計画の見直しなどが生じた場合は、随時所要の見直しを図るものとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度		
国	第3期教育振興基本計画			第4期教育振興基本計画											
市	第2次佐賀市総合計画 後期計画					第3次佐賀市総合計画 前期基本計画									
市教委	第4次佐賀市教育振興基本計画 実施計画(前期)					第4次佐賀市教育振興基本計画 実施計画(後期)		第5次佐賀市教育振興基本計画 実施計画(前期)				第5次佐賀市教育振興基本計画 実施計画(後期)			
関連する計画	佐賀市教育大綱					佐賀市教育大綱									
	第3次図書館サービス計画														
	第2期佐賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略					佐賀市未来共創プラン									

## 5 第4次佐賀市教育振興基本計画の総括

佐賀市教育委員会では、毎年、子ども、保護者及び一般市民のニーズ等を教育行政に反映するために「佐賀市教育政策市民満足度調査」を実施しています。また、市長部局においても「佐賀市民意向調査」を実施し、各施策の進捗管理を行っています。今回、第4次佐賀市教育振興基本計画の基本目標『ふるさと「さが」を協働でつくる 個性と創造性に富む人づくり』の総括を行うにあたって、佐賀市の教育政策に関する現状と課題を検証しました。

実施年度		佐賀市教育政策市民満足度調査対象者			
		子ども		大人	
		小学4・5・6 年生	中学1・2・3 年生	小学4～中学3 年生の保護者	20～69歳の 一般市民
令和元年実績 (R 2. 4月実施)	配付数	424	396	820	2,000
	回答数	404	358	606	463
	回収率	95.3%	90.4%	73.9%	23.2%
令和2年実績 (R 3. 4月実施)	配付数	417	404	821	2,000
	回答数	395	397	637	388
	回収率	94.7%	98.3%	77.6%	19.4%
令和3年実績 (R 4. 5月実施)	配付数	373	358	731	1,400
	回答数	347	332	568	260
	回収率	93.0%	92.7%	77.7%	18.6%
令和4年実績 (R 5. 4月実施)	配付数	466	460	800	2,000
	回答数	427	377	296	488
	回収率	91.6%	82.0%	37.0%	24.4%
令和5年実績 (R 6. 4月実施)	配付数	481	473	954	2,000
	回答数	460	373	390	374
	回収率	95.6%	78.8%	40.8%	18.7%

※総括を行うにあたって、上記「佐賀市教育政策市民満足度調査」のほか、「佐賀市民意向調査」などの結果も一部用いています。

## (1) 全体の総括

第4次佐賀市教育振興基本計画（令和2年3月策定）では、令和2年度から令和6年度までの5年間を通じて目指すべき教育の姿として教育目標を示し、「教育・学習の縦軸をつなぐ」、「教育・学習の横軸をつなぐ」という2つの基本方針を掲げ、各種の施策を展開してきました。計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により教育活動に制約が生じることもありましたが、工夫しながら各施策の取組を進めました。

「縦軸」では、幼・保、小、中の連携等の取組による接続期のなめらかな移行ができています。また、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒<sup>5</sup>に対する個別の教育支援計画<sup>6</sup>や個別の指導計画<sup>7</sup>の作成、特性に応じた指導ができる環境整備に努め、一定の成果が現れています。

不登校児童生徒<sup>8</sup>については、改善または改善傾向の児童生徒も多数見られ、学校復帰や社会的自立に向けて一定の成果を上げているものの、増加傾向にあり、子どもの状況に応じたきめ細かな対応がますます重要となってきました。

生涯学習・社会教育については、デジタルコンテンツなど学習ツールは多様化しており、いつでも・どこでも学べる環境が構築されつつあります。このため、学習者のニーズに合う学習支援を行っていくことが求められています。

「横軸」では、子どもへのまなざし運動<sup>9</sup>の取組により、地域全体で子どもを育む環境の醸成に関しては地域に定着してきています。その一方で、生活価値観や家庭環境の多様化に伴い、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成に課題を抱える家庭や子育てについての不安や孤立を感じる家庭が増加傾向にあり、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりがますます重要となってきました。このため、地域人材や企業など、地域の多様な人々が主体的に連携・協働して、子どもが健やかに成長できる環境づくりを強化していく必要があります。

このようなことから、第5次佐賀市教育振興基本計画の策定に当たっては、第4次計画期間中における施策の検証結果を十分に踏まえる必要があります。

<sup>5</sup> **特別な支援を必要とする幼児・児童生徒**：知的・肢体不自由・視覚・聴覚・病弱の障がいだけでなく、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動症）、ASD（自閉スペクトラム症）等を含めた障がいのある幼児・児童生徒。

<sup>6</sup> **個別の教育支援計画**：他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画。一人ひとりの障がいのある子どもについて、幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。また、保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。

<sup>7</sup> **個別の指導計画**：指導を行うためのきめ細かい計画。幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。

<sup>8</sup> **不登校児童生徒**：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

<sup>9</sup> **子どもへのまなざし運動**：正式名称を「市民総参加子ども育成運動」という。全ての大人が子どもの育成に関心を持ち、かつ、主体的に関わる社会「子どもへのまなざし“100%”のまち」の実現を目指し、市民総参加で子どもを育む市民運動を展開している。

## (2) 教育・学習の縦軸をつなぐ

### 施策1 就学前からの教育の充実

#### ① 施策の目標

子どもたちは、楽しく学校に通い、意欲的に学んでいる。

#### ② 目標達成のための成果指標 [実績値に示す年度は、調査対象年度である。]

成 果 指 標	基準値	目標値	実績値	調査方法
	平成30年度	令和6年度	令和5年度	
不登校児童・生徒の全体に占める割合	1.78%	1.47%	2.65%	学校教育課調べ
園児が楽しく幼稚園・保育所（園）に通っていると感じている市民の割合	89.7%	95.0%	91.6%	市民意向調査
幼稚園・保育所（園）から小学校へ円滑に接続できたと思う小学1年生の学級の割合	100.0%	100.0%	97.4%	保育幼稚園課「学校（学級担任）アンケート」
児童生徒が楽しく小・中学校に通っていると感じている市民の割合	87.6%	87.6%	78.2%	市民意向調査
子どもたちは小学校から中学校へ不安よりも期待を持って進学していると思う保護者の割合	72.3%	75.0%	73.3%	教育政策市民満足度調査（保護者）
生徒（中学2年）の基礎学力の水準（*）	0.77	0.83	0.65	佐賀県中学校学習状況調査の実施結果
コミュニティ・スクールの設置校数	8校	14校	14校	教育総務課調べ

（\*）佐賀県学習状況調査における「十分達成」（目標到達基準）を1とした場合の佐賀市の到達度

#### ③ 施策の振り返り

不登校対策については、家庭、学校、教育支援センター<sup>10</sup>、関係機関と連携して不登校児童生徒への支援を継続して行っており、改善または改善傾向の児童生徒も見られ、学校復帰や社会的自立に向けて一定の成果を上げています。しかしながら、不登校児童生徒数は全国や県と同様に増加傾向にあります。

インクルーシブ教育<sup>11</sup>の理念に基づき、特別な支援を必要とする就学前児童については、特別支援教育相談員が、幼稚園・保育所（園）・認定こども園等を巡回し見取りを行い、保

<sup>10</sup> 教育支援センター：学校に行かなければと思いつつも、登校できない児童生徒やその保護者の支援のために設置されたもの。佐賀市では「くすの実」がある。

<sup>11</sup> インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ教育。

護者とも連携をとりながら適切な就学につなげています。また、特別な支援を必要とする児童生徒に対して個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、タブレット等のICT<sup>12</sup>機器の利活用とともに、学校生活支援員<sup>13</sup>や特別支援学級支援員<sup>14</sup>の配置により特性に応じた指導ができるよう物的及び人的な環境整備に努めています。

地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクール<sup>15</sup>の設置を進めてきました。令和5年度には設置校数が目標としていた14校となり、地域と学校が目標やビジョンを共有し、地域と学校が一体となって子どもを育むことができています。

小・中学校においては、学校施設の老朽化に向けた対策やトイレの洋式化等を計画的に行うことにより、安全で快適な学校生活環境を整備しています。また、防犯・防災訓練を実施したり、関係機関と連携して通学路の安全点検と危険個所の改善を実施したりすることで、児童生徒の安全確保に努めています。

このように、施策1「就学前からの教育の充実」では様々な取組を行ってきましたが、成果指標の目標値は一部を除き達成することができませんでした。学校教育の充実に向けて、子どもたちが安心して学習できる環境づくりを今後も進めていく必要があります。

#### ④課題

- 子どもたちの、他人への思いやりなど豊かな人間性を育てていくとともに、主体的に学習する意欲や望ましい学習習慣の育成を図り、Society5.0<sup>16</sup>時代に求められる「思考力」「課題解決力」「情報処理能力」を持つ人材育成を目指して、学習指導を工夫・充実していく必要があります。
- 学校に求められる役割や要望の増大、欠員や代替講師の未配置など教職員が不足している状況があり、教職員が多忙となり、長時間勤務となっている傾向にあります。働き方に関する意識改革を促すとともに、教職員の多忙化を解消していく取組を一層進める必要があります。
- 集団での学校生活に困難さを感じている児童生徒がいることや、小・中学校ともに不登校児童生徒が増加傾向にあることから、日頃から児童生徒の様子を注意深く観察し、いじめの問題などを含めたさまざまな取組を強化し、安心して学べる環境を整える必要があります。
- 近年、日本語指導が必要な児童生徒が増加し、教育に対するニーズが多様化していることから、学校生活や学習を多面的に支援していく必要があります。また、インクルーシブ教育システムの実現に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪とした取組を一層進める必要があります。

<sup>12</sup> ICT：Information & Communication Technologyの略。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

<sup>13</sup> 学校生活支援員：市立小・中学校に在籍する個別の支援が必要な児童生徒に対し、個々のニーズに応じたよりきめ細かな指導や支援を提供することを目的として配置している。

<sup>14</sup> 特別支援学級支援員：市立小・中学校の特別支援学級における支援の充実を目的として配置している。

<sup>15</sup> コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組。

<sup>16</sup> Society5.0：P1 参照

- 物価高騰等による家計負担の増加に伴い、就学援助<sup>17</sup>の必要性はますます高まっています。就学援助制度の周知を徹底し、保護者が申請の機会を逃すことがないように努め、支援が必要な家庭の金銭的な負担を軽減することで、全ての子どもの教育機会を確保することが求められています。
- 食育は、市民全体の健康づくりの観点から取り組む課題であり、特に子どもたちに対しては、食に関する正しい知識と食習慣を身に付けさせる等、学校において積極的に取り組むことが期待されています。また、学校給食においては、衛生管理の徹底や地産地消の推進等により、安心・安全の確保を図ることが求められています。
- 少子化の進行により児童生徒数が減少し小規模化が進んでいる小・中学校については、保護者や地域の意向を踏まえながら、子どもたちにとってより良い教育ができる学校の在り方について検討を進める必要があります。
- 学校施設は、子どもたちが安心して学ぶことのできる環境を整える必要があることから、トイレの洋式化やバリアフリー<sup>18</sup>化等の環境の整備とともに、災害時の地域の避難所としての機能の充実も求められています。また、学校施設の老朽化・劣化が進んでいることから、計画的・効率的な整備による施設の長寿命化を図る必要があります。
- 登下校時における児童生徒の安全確保のため、道路管理者や警察、地域住民とともに実施する通学路合同点検において指摘された通学路の危険箇所について、防護柵の設置等ハード面の整備と、警察や地域住民、さらにICTを活用した見守り活動の拡大等ソフト面の整備によって、通学路のより一層の改善を進めていくことが求められています。

<sup>17</sup> 就学援助：経済的な理由により学用品費などの支払いが困難な家庭に対して、その費用の一部を援助する制度。

<sup>18</sup> バリアフリー：「バリア」とは、英語で障壁（かべ）という意味で、社会生活を行う上で障壁となっているものを取り除き、生活しやすくすること。

施策2 自ら学ぶ生涯学習の推進

①施策の目標

市民は、身近なところで必要な知識や技術を学ぶことができ、学んだことを社会生活に活かしたり、生きがいを持って暮らしている。

②目標達成のための成果指標 [実績値に示す年度は、調査対象年度である。]

成 果 指 標	基準値	目標値	実績値	調査方法
	平成30年度	令和6年度	令和5年度	
仕事や学校以外で、何らかの知識や技術を身に付けるための取組をしている市民の割合	27.9%	50.0%	29.4%	市民意向調査
市立公民館の年度利用者数	701,903人	750,000人	610,780人	公民館支援課調べ
現在、生涯学習（自分の生活や能力を高めるための、学習やスポーツ、文化活動[趣味・教養を含む]、ボランティア活動等）を行っている市民の割合	23.1%	40.0%	34.0%	教育政策市民満足度調査（一般）
生涯学習を行っている市民のうち、学習の成果を活かした活動を行っている市民の割合	47.1%	60.0%	32.0%	教育政策市民満足度調査（一般）
市立図書館のサービス（分館等含む）が充実していると思う市民の割合	60.3%	65.0%	62.6%	教育政策市民満足度調査（一般）

③施策の振り返り

生涯学習に取り組む市民の割合が低く推移している主な要因は、「仕事や家事が忙しくて時間がない」が突出して多く、次いで「きっかけがつかめない」となっています。一方、社会環境の変化に伴い、地域の課題解決のための学習など、多様な学習機会の提供を望む市民の割合は増加しています。

公民館については、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受け利用者数が激減し、現在は回復傾向にあるものの、コロナ禍前の状況には戻り切れておらず、目標値には届いていません。また、学習の成果を活かした活動を行っている市民の割合も目標値を下回っている現状からも、学習の内容が地域活動へつながっているかどうかの検証をしていく必要があります。このような中、地域防災や高齢者の買い物支援など各地域の実態を踏まえた課題解決につながる講座を展開してきました。10年後、20年後に公民館が地域の拠点としてあり続けていくために何が必要なのかを検討し、多様な学習機会の提供とともに学習の成果が地域づくりや地域課題解決につながるよう推進しています。

図書館については、成果指標である「市立図書館のサービス（分館等を含む）が充実していると思う市民の割合」は62.6%と目標値を下回っていますが、図書館利用者アンケートでは、地域の情報、生涯学習の拠点として、8割以上の利用者にサービスが「満足」、「やや満足」と評価されています。また、本市の一人あたりの貸出点数（6.5点）は全国平均（5.0点）を大きく上回っており、特に18歳以下の一人あたりの貸出点数は7.4点と、子どもの利

用が高い状況にあります。しかし、来館者数、貸出総数は減少しているため、新たな来館者を呼び込むための各種イベントの充実を図っています。

平成31年4月に策定（令和6年4月に一部改訂）した「子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもが就学前から本に親しむことができるように、関係する部署やボランティア団体等と連携して、読み語りなどの事業を積極的に展開するとともに、子どもたちの主体的な学びを促進する事業の推進にも努めています。

施策2「自ら学ぶ生涯学習の推進」の成果指標については、目標値を達成できていません。社会の変容とともに「学び」の概念も変化しているため、生涯学習自体のあり方を再考する必要があると考えます。

#### ④課題

- 単身世帯、高齢の2人世帯の増加や定年延長等による高齢就業者の増加などを背景に生涯学習に対する市民ニーズは変化しています。
- 地域の担い手づくりが重要な課題となっていることから、地域での活動や学び合いを通してリーダー的人材を発掘するとともに、次世代を担う新たな人材を育成する必要があります。
- 公民館や図書館などの社会教育施設は、利用者のニーズに応じた機能拡充を進め、生涯学習及び地域コミュニティ<sup>19</sup>活動の拠点や交流の場などとして活用していくことが求められています。
- 学びが多様化していく中、そのコンテンツを上手く使いこなせない市民の増加、また高齢者を中心にデジタルの活用不安のある市民の増加が想定されるため、情報格差解消に向けて、学びの機会や場の提供が求められています。

<sup>19</sup> 地域コミュニティ：地域住民が連携・協力しながら、自分たちの力で住みよいまちにしていこうと活動する住民同士のつながりのこと。

### 施策3 未来につなげる文化の振興

#### ①施策の目標

市民が子どもの頃から文化芸術や地域の歴史遺産に親しむ環境が整っており、市民自ら文化芸術活動や歴史遺産の保存・継承活動に取り組んでいる。

#### ②目標達成のための成果指標 [実績値に示す年度は、調査対象年度である。]

成 果 指 標	基準値	目標値	実績値	調査方法
	平成30年度	令和6年度	令和5年度	
市内で開催された歴史関連のイベントや活動に参加または自ら取り組んだ市民の割合	24.6%	25.0%	12.2%	市民意向調査
市内で開催された文化芸術関連のイベントや活動に参加または自ら取り組んだ市民の割合	41.5%	50.0%	42.4%	市民意向調査
市内の文化財は、適切に保存・活用されていると思う市民の割合	44.6%	52.0%	48.1%	教育政策市民満足度調査（一般）
文化芸術に触れる機会が充実していると思う市民の割合	46.3%	50.0%	47.1%	教育政策市民満足度調査（一般）

#### ③施策の振り返り

文化施策を総合的に展開するため、令和3年3月に第3次佐賀市文化振興基本計画を策定し、計画に基づき事業を展開しています。

文化財については、国史跡に指定された三重津海軍所跡<sup>20</sup>や東名遺跡<sup>21</sup>等の重要遺跡に関して、体験学習や企画展、出前講座、小学校への出前授業等を実施し、遺跡の重要性について情報発信を行うとともに活用を図りました。また、三重津海軍所跡については、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業<sup>22</sup>」の構成資産の一つとして世界文化遺産に登録されており、令和3年9月に、そのガイダンス施設「佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館」が開館しました。

<sup>20</sup> 三重津海軍所跡：洋式船の修理や製造などが行われた佐賀藩の海軍拠点跡。日本初となる実用的な蒸気船「凌風丸」が建造され、現存するものとしては、国内最古の修理用ドライドック（乾船渠）が確認された。

<sup>21</sup> 東名遺跡：約8,000年前の日本最古の湿地性貝塚で、縄文時代を代表する遺跡の1つ。集落・墓地・貝塚・貯蔵穴がそろって発見され、当時の生活や文化を知りうる貴重な遺跡であるとして平成28年に国史跡に指定された。

<sup>22</sup> 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業：九州・山口を中心とする8県11市に存在する製鉄・製鋼、造船、石炭産業の重工業分野の産業遺産や、現役で稼働する工場等23の資産を、ひとつの価値を有する群としてまとめたもの。幕末から明治にかけての極めて短期間に、西洋から非西洋への産業化移転が初めて成功した過程を証言したのものとして、平成27年に世界文化遺産に登録された。

さらに精煉方跡<sup>23</sup>について、中断していた発掘調査を令和4年度から再開するとともに現地説明会を実施し、その重要性について情報発信を行いました。このように、文化財の重要性について情報発信をした結果、「市内の文化財は適切に保存・活用されていると思う市民の割合」は成果指標の目標値に達することはできなかったものの、基準値から3.5ポイント増加しました。

文化芸術については、学校や福祉施設などで一流の芸術に触れる機会を提供するとともに、佐賀市民芸術祭を開催し、市民が気軽に文化芸術に親しめる機会や発表の場の提供と、地元で活動する芸術家の発掘や支援を行うことによって、文化芸術に触れる機会の提供に努めました。

このように、施策3「未来につなげる文化の振興」では、様々な取組を行ってきました。今後も歴史や風土に育まれた文化を大切にしながら、文化の魅力を高める取組を行っていく必要があります。

#### ④課題

- 市内にある歴史遺産や伝統芸能について、最新技術を取り入れながらわかりやすく発信し、文化の保存や継承に努める必要があります。
- 市民が暮らしの中で多様な文化芸術に触れたり、新たな文化の創造に取り組みやすい環境づくりが求められています。
- 江戸期の風情が残る佐賀城下町を、市民が誇れる場所となるよう歴史を活かした公園整備や街なみ保存などに取り組んでいく必要があります。
- 市民が身近に文化芸術に触れる機会や発表の場を提供していくための対応が必要です。

<sup>23</sup> 精煉方跡：佐賀藩が嘉永5年（1852）11月に設けた理化学研究所。はじめは、多布施反射炉における大砲鑄造をバックアップする洋書の翻訳、薬剤や煙硝、雷粉などの試験を行っていたが、次第に範囲を広げ、蒸気機関や電信機についても研究を行っていた。

(3) 教育・学習の横軸をつなぐ

施策4 家庭・地域・企業等の教育力の向上

① 施策の目標

全ての大人が子どもの育成に関心を持ち、かつ主体的に関わることで、子どもたちは、自らが社会の一員であると認識し、責任を自覚している。

② 目標達成のための成果指標 [実績値に示す年度は、調査対象年度である。]

成 果 指 標	基準値	目標値	実績値	調査方法
	平成30年度	令和6年度	令和5年度	
地域の行事や活動に参加している市民の割合	42.2%	55.0%	33.8%	市民意向調査
「子どもへのまなざし運動」の市民の認知度	36.1%	50.0%	33.1%	市民意向調査
「子どもへのまなざし運動」を意識して子どもと関わるようになった市民の割合	34.4%	45.0%	39.5%	教育政策市民満足度調査（一般）
佐賀市が好きと回答した割合（小学4年生から中学3年生）	89.6%	92.0%	91.4%	教育政策市民満足度調査（子ども）
地域の行事、社会体育活動などの活動への子どもの参加状況	76.4%	85.0%	73.6%	教育政策市民満足度調査（保護者）
犯罪・触法少年数が市内の小学生から20歳未満の数に占める割合	0.19%	0.18%	0.14%	佐賀北警察署及び佐賀南警察署の統計データ

③ 施策の振り返り

子どもへのまなざし運動<sup>24</sup>を基軸として各種事業を実施し、家庭・地域・企業等の教育力の向上を図りました。子どもへのまなざし運動では、令和5年度から「市民の認知度や関心を高めるための取組」と、「市民が運動に共感し、実践に繋げるための取組」の2本の柱で運動を展開しました。特に、実践に繋げる取組としては、地域と学校をつなぎ双方が連携して子どもを育むことができる環境を創り出す、地域学校協働活動推進事業に力を入れて推進しました。このような取組により、成果指標である「『子どもへのまなざし運動』を意識して、子どもと関わるようになったと回答する市民の割合」は向上しています。

「佐賀市が好きと回答した（子どもの）割合」は成果指標の目標値にわずかに達していないものの、基準値から1.8ポイント増加しています。これは、子どもを育む4つの場で一体的に展開している「子どもへのまなざし運動」の16年間の取組の成果と捉えています。

その他の成果指標である「犯罪・触法少年<sup>25</sup>数が市内の小学生から20歳未満の数に占め

<sup>24</sup> 子どもへのまなざし運動：P5 参照

<sup>25</sup> 犯罪・触法少年：犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいい、触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。

る割合」は、0.14%で目標値を達成しています。少年の非行防止に加え、ニート<sup>26</sup>、ひきこもり<sup>27</sup>、不登校等の困難を抱える子ども・若者の支援についても、関係機関と連携しながら取り組んでいます。

#### ④課題

- 「子どもへのまなざし運動」の強みである「企業」とのつながりを更に強化するなど、子育て世代以外の市民に広がるための取組が必要です。
- 子ども・若者が抱える困りごとの解決へのニーズは年々高まっています。困りごとを抱える子ども・若者は背景に家族の疾患や経済困窮など本人が抱える問題のみならず、複雑な問題を抱えるケースが多いことから、家族支援を含めた多面的でかつ長期的な支援が可能となる関係機関と連携した体制づくりが求められています。
- 若年層へのスマートフォンの普及に伴い、インターネットを介在した犯罪、トラブル等が増加していることから、情報モラル教育を充実させるとともに、ネットルールを含めた非行防止について啓発を進めていく必要性があります。

<sup>26</sup> ニート：非労働力人口のうち、15～34歳に限定し、家事も通学もしていないその他の者。

<sup>27</sup> ひきこもり：仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

## 6 佐賀市教育の基本目標

## 佐賀らしさを協働で創る 生きる力に富む人づくり

佐賀市のまちづくりの指針として、令和7年度からの新たな総合計画「第3次佐賀市総合計画<sup>28</sup>」が策定されました。総合計画の基本構想では、佐賀市が2040年に目指す将来像として『佐賀らしさでみんなが上を向くまち』と定め、その実現を目指すために、子育て・教育分野は「こども<sup>29</sup>の幸せを何よりも優先するまち」という目指す姿を掲げています。

この総合計画で掲げている「佐賀らしさ」とは、山や海の恵みを感じられること、平坦で広い佐賀平野の上で、どこまでも続く空の下でのびのびと過ごせること、ふとした瞬間に歴史や文化を感じられること、人々がつながり合うあたたかい地域があること等、私たちが当たり前前に感じている佐賀の魅力のことです。

2040年の佐賀市は人口構造も変化し、私たちを取り巻く環境も大きく変化していくことが見込まれます。AIをはじめとした技術は急速に進歩しており、今後も様々な分野で最新技術の開発や進歩が次々と起こることが予測されます。将来の予測が困難な時代を生きる子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を尊重し、多様な人々と協働しながら社会の変化を乗り越え、未来を切り拓いていかなければなりません。子どもたちがこれからの時代を創るために必要な資質・能力を身に付け、あらゆる人や組織と協働して「佐賀らしさ」を磨き上げていくことが、子どもたちを含め未来の市民一人ひとりの幸せにつながると考えます。

さらに、子どもたちが自律した一人の人間として、地域社会に主体的に関わり、豊かな体験を通して学びを深めることで、地域との絆を強め、協働してまちづくりを進める意欲に満ちた人となることが期待されます。そのことによって、地域も活性化し、子どもを育む環境の好循環を実現できるものと考えます。

以上のような考え方にたって、佐賀市教育委員会では、学校教育、さらには社会教育へと連続する取組の中で、未来を担う子どもたちが今も、未来も幸せであり続けられるよう「佐賀らしさを協働で創る 生きる力に富む人づくり」を目指します。

<sup>28</sup> 佐賀市総合計画：P2参照

<sup>29</sup> 佐賀市教育振興基本計画中のひらがなの「こども」表記について：第3次佐賀市総合計画の表記に基づくものは、ひらがなの「こども」で表記しています。

## 7 基本方針

基本目標に掲げる『佐賀らしさを協働で創る 生きる力に富む人づくり』を実現するために、基本方針を次のとおり定めます。

### ◆「自律」「尊重」「創造」を身に付けた子どもの育成

子どもたちには、自分たちの未来を切り拓くために必要となる、「自律（自分で考え、自分で決めて、自分で動き出す力）」、「尊重（対立やジレンマを乗り越え、合意形成する力。自由の相互承認）」、「創造（新しい価値を生み出す力）」の3つの力を身に付けてほしいと考えています。そのため、小・中学校では、子どもたちが主体的に学び続ける教育環境づくりに取り組み、子どもたちの未来につながる教育を進めます。

### ◆全ての人自分らしく輝きながら成長できる教育の推進

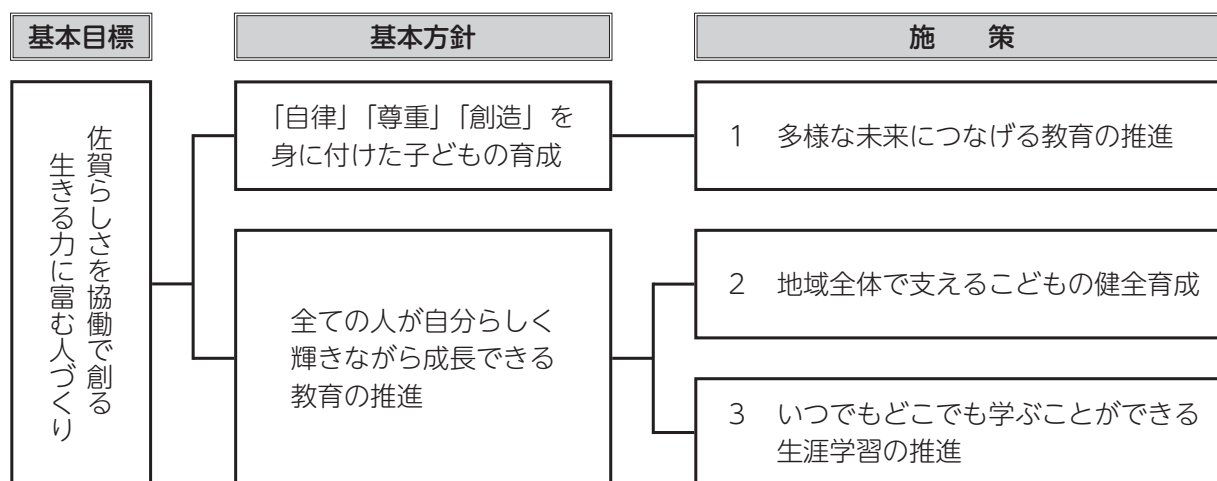
佐賀市では全ての大人が子どもの育成に関心を持ち、「家庭」や「地域」、「企業等」、「学校等」の社会全体で子どもの安心・安全を守り、健全育成に取り組む「子どもへのまなざし運動<sup>30</sup>」を推進しています。地域全体で子どもの成長を支える環境を土台として、子どもの権利を尊重するとともに、全ての人、今も、未来も自分らしく輝きながら成長できるような教育に取り組めます。

## 8 施策

佐賀市教育委員会では、基本目標に掲げる『佐賀らしさを協働で創る 生きる力に富む人づくり』を実現するために、「「自律」「尊重」「創造」を身に付けた子どもの育成」、「全ての人自分らしく輝きながら成長できる教育の推進」という基本方針を設定し、その基本方針を達成するために3項目の「施策」を掲げ、体系的に施策を展開していきます。

また、これらの施策を展開していくための具体的な事業については、実施計画を策定します。

### 施策の体系



<sup>30</sup> 子どもへのまなざし運動：P5 参照

## 施策1 多様な未来につなげる教育の推進

### (1) 目指す姿

子どもたちは、目標を持って主体的に楽しく学んでいる。

### (2) 施策の取組方針

- 基本方針で掲げる「自律」「尊重」「創造」を身に付けた子どもを育成するために、小・中学校では、デジタル技術の活用と五感を刺激する体験活動を通して、子どもたち自身で課題を見つけ考えることで、自分で学びをつくる楽しさを実感する機会を提供し、自己決定できる場を増やします。また、子どもたち同士が学び合い、多様な考え方に触れながら対話を重ねることで生まれる新しい発想や合意形成の在り方を学ぶ機会を提供します。このような子どもたち一人ひとりの状況を把握し、その子どもに適した学びである「個別最適な学び」と、子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高めあう「協働的な学び」の一体的な充実を進め、全ての子どもたちの可能性を最大限に伸ばす教育を進めます。
- 佐賀の歴史や文化、自然や企業の技術力等に関する学びを通し、ふるさとへの深い認識と誇りを持った佐賀の将来の創り手としての意識を育みます。
- 子どもたちの健やかな成長を促すため、健康や食に関する教育指導の充実を図ります。
- 学びの連続性を確保し、発達段階に応じた円滑な移行に向け、就学前の教育を行う幼稚園・保育所（園）・認定こども園や中学校卒業後の高校・大学・専門学校等と連携した教育を推進していきます。
- いじめ、不登校、問題行動については、相談体制をより充実させ、「チーム学校」による支援ができるようにし、安心・安全な学校づくりに努めます。特に、いじめについては、「佐賀市いじめ防止基本方針<sup>31</sup>」に基づき、未然防止・早期発見・早期対応のため、いじめ根絶に向けた取組をさらに強化していきます。不登校対策についても、社会的自立を促す支援や多様な学びの場を確保します。
- 子ども自身が自他の命を大切にし、多様性を尊重する心を育むことができるよう、開発的生徒指導<sup>32</sup>を進めるとともに、人権・同和教育や道徳教育等を通して心の教育の充実を図ります。

<sup>31</sup> 佐賀市いじめ防止基本方針：いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）を受けて、国・県の方針を参酌し、更なるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として法第12条の規定に基づき策定（平成27年2月、令和6年3月改定）した方針。

<sup>32</sup> 開発的生徒指導：「出番」「役割」「承認」をキーワードにして、「共感的な人間関係」を育みながら、子どもたちの良さを伸ばし引き出すことを目的とした取組を指す。

- 特別な支援を必要とする子どもたちについては、円滑に学校生活を送ることができるよう環境を整えるとともに、個別の教育支援計画等を作成し個々のニーズにあった支援ができるように専門機関と連携しながら、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校、中学校と切れ目のない校内支援体制の充実を図ります。また、自立活動の充実や通級指導教室の拡充など教育的ニーズに応じた学びの場を整備することでインクルーシブ教育<sup>33</sup>を推進していきます。
- グローバル化への対応として、日本語指導等の充実を図り、国籍や言語等の違いに関わらず、共に学び合える環境を整備していきます。また、外国語教育の充実も進め、異文化理解やコミュニケーション能力の向上に努めます。
- 子どもたちが安心して楽しく学校に通うことができるよう、経済的な支援が必要な子どもたちには就学援助の認定を進め、教育機会の確保に努めます。
- 教育現場の限られた時間の中で、教員が子どもたちに接する時間を十分に確保しながら、授業改善に努めるとともにその人間性や創造性を高め、子どもたちに対し効果的な教育活動を行うことが必要です。そのため、学校生活支援員<sup>34</sup>や特別支援学級支援員<sup>35</sup>等の人員配置を強化するとともに、ICT<sup>36</sup>環境の充実や効果的な活用等教育DXをより一層推進し、学校における働き方改革のための取組を進めていきます。
- コミュニティ・スクール<sup>37</sup>（学校運営協議会制度）を推進し、保護者や地域住民等と連携・協働することで「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。また、NPO法人、大学等との連携・協働により、その専門性を活用した教育活動や子どもたちへの支援を行います。このような学校外の人々と協働することで、教員が子どもたちに向き合える時間を確保するとともに、全ての子どもたちが安心して学校生活を送れるような教育環境を整備していきます。
- 教職員の働き方改革と子どもたちが文化・スポーツに継続して親しむことができるよう、中学校部活動の地域展開を図ります。
- 関係機関と連携した通学路の安全点検及び改善、警察や地域住民、さらにはICTを活用した登下校の見守り活動を実施する等、安心・安全な環境整備に努めます。
- 小・中学校の施設・設備については、安全・安心を確保しつつ、教育環境向上と老朽化対策の一体的整備等を進めるとともに、避難所となる学校施設の防災機能強化及びバリアフリー<sup>38</sup>化を推進します。

<sup>33</sup> インクルーシブ教育：P6 参照

<sup>34</sup> 学校生活支援員：P7 参照

<sup>35</sup> 特別支援学級支援員：P7 参照

<sup>36</sup> ICT：P7 参照

<sup>37</sup> コミュニティ・スクール：P7 参照

<sup>38</sup> バリアフリー：P8 参照

○少子化に伴う児童生徒数の減少により小規模化が進む小・中学校については、保護者や地域住民の意向を踏まえながら子どもたちにとってよりよい教育ができる学校の在り方について検討を進めます。

### (3) 施策の成果指標と目標値

【施策の進捗状況を図るため、成果指標を設定しています。】

成 果 指 標	調査名	目標値 (R14)	参考値 (R5)
学校生活が楽しいと思っている児童生徒の割合	教育政策市民満足度調査 (子ども)	95.0%	92.4%
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問調査	80.0%	74.2%
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、 自分から取り組んでいる児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問調査	85.0%	82.3%
学級の友だちとの間で話し合う活動を通じて、 自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づ いたりすることができる児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問調査	90.0%	81.6%

## 施策2 地域全体で支えるこどもの健全育成

### (1) 目指す姿

家庭・地域・企業等の全ての大人は、地域全体で協力して子どもの育ちを支え、子どもも大人も笑顔で過ごしている。

### (2) 施策の取組方針

- 子どもの権利を尊重するとともに、子どもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されました。また、教育の基礎となる場である「家庭」のあり方は、多様化しています。このため、企業や地域社会を含めた、全ての大人が、子どもの育ちに関心を持ち、関わっていくことが求められており、子どもの幸せを何よりも優先する社会へと社会全体の構造や意識を変えていく必要があります。
- 本市では全ての大人が子どもの権利を尊重し、社会全体で協力して子どもの育ちを支えるために、平成20年度から「子どもへのまなざし運動<sup>39</sup>」に取り組んでいます。引き続き広く市民へ周知・啓発を図るとともに、「家庭」「地域」「企業等」「学校等」の4つの場における具体的な取組を展開していきます。子どもを育むそれぞれの場において、子どもの意見を聴きながら、子どもの視点に立った安心できる居場所づくりを目指し、連携・協働を進めていきます。
- 地域と学校の連携・協働により、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進します。また、多様な経験や技能を持つ地域人材や企業等の協力を得て実施する子どもたちの活躍の場や人との関わりの場となる体験活動等を通して、子どもたちの“自己肯定感”や“コミュニケーション力”を高める取組を推進します。
- 青少年のインターネット利用時間の増加や、低年齢化が問題となっている中、子どもたちをインターネット上のトラブルや犯罪から守るために、インターネット内の見守り活動を実施するとともに、子どもと保護者に向けて安全な利用等に関する啓発を行います。
- ひきこもり<sup>40</sup>や対人関係等の悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族については、従来からの窓口での相談支援に加え、アウトリーチによる寄り添い支援やオンラインを活用した支援など、関係機関・団体等と連携しながら、多面的でかつ長期的な支援体制を継続していきます。

<sup>39</sup> 子どもへのまなざし運動：P5 参照

<sup>40</sup> ひきこもり：P14参照

(3) 施策の成果指標と目標値

【施策の進捗状況を図るため、成果指標を設定しています。】

成 果 指 標	調査名	目標値 (R14)	参考値 (R5)
「子どもへのまなざし運動」を意識して子どもと関わるようになった市民の割合	教育政策市民満足度調査 (一般)	45.0%	39.5%
授業参観や地域活動のための休暇や、育児休業、看護休暇など、子どもの関わる休暇（まなざし休暇 <sup>41</sup> ）を取りやすい雰囲気づくりを進めている企業の割合	まなざし運動参加企業アンケート	85.0%	80.1% (R6)
地域の方が子どもたちの教育に自主的に関わっていると思う保護者の割合	教育政策市民満足度調査 (保護者)	87.0%	84.9%
地域でのイベントや行事などの活動が楽しいと思う子どもの割合	教育政策市民満足度調査 (子ども)	87.0%	84.4%
悩みや困ったことを相談する相手がいない子どもの割合	教育政策市民満足度調査 (子ども)	5.0%	8.7%

<sup>41</sup> まなざし休暇：子どもへのまなざし運動において、授業参観や地域活動のための休暇や、育児休業、看護休暇など、子どもに関わる休暇の総称。まなざし休暇を取得しやすい職場づくりが、仕事と家庭生活との両立を支援する「まなざし運動」の一つと捉え、『まなざし休暇』の取得推進について周知・広報を行っている。

### 施策3 いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の推進

#### (1) 目指す姿

子どもも大人も、好きなときに好きな場所で学び、生きがいをもって暮らしている。

#### (2) 施策の取組方針

- 人生100年時代といわれる中、学びにより、一人ひとりの生活に潤いがあふれるよう、県や大学等他機関との連携により、学びたい人へ学びたいことを届ける学びのマッチング（プッシュ型）機能や学びたいことを自分で選べる学習機能を充実させていきます。
- 市民一人ひとりが生涯を通じて学び育ち合う機会を提供し、生きがいづくりや自己啓発を図るとともに、各々の学びを地域のまちづくりや様々な課題の解決に活かし、地域も共に育つ仕組みづくりを図っていきます。
- 学びたい市民のニーズや地域課題に対応するため、多様な学習機会を提供するとともに、学習の成果が地域づくりや地域課題解決につながるよう、地域団体と学校、NPO法人、企業等との連携を図る取組を推進していきます。
- 学びが多様化していく中、デジタルコンテンツを上手く活用できないことによる情報格差解消に向け、公民館等でデジタル講座を実施し各種情報を提供していきます。
- 図書館では、市民が生涯にわたって自主的な学習を行うための情報や資料等を整備し、市民ニーズに沿った運営を行っていきます。また、地域・公民館等での人づくり・地域づくりに関する教育・学習活動を支援していきます。
- 図書館本館は、公園のように過ごせる図書館「ライブラリーパーク」をコンセプトに、誰にとっても開放的で居心地のよいサードプレイス<sup>42</sup>としての図書館となるよう整備を進めます。

<sup>42</sup> サードプレイス：自宅、職場や学校とは別に存在する居心地のよい居場所。

(3) 施策の成果指標と目標値

【施策の進捗状況を図るため、成果指標を設定しています。】

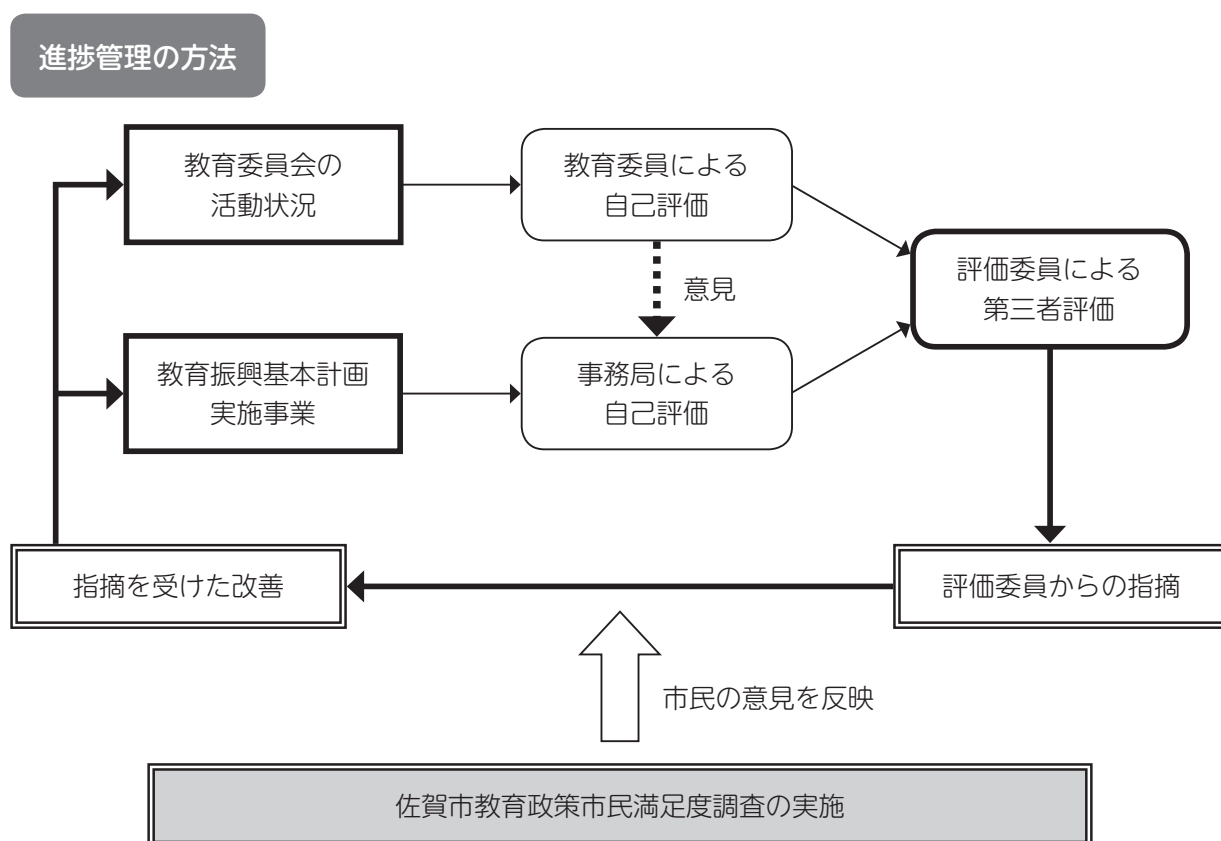
成 果 指 標	調査名	目標値 (R14)	参考値 (R5)
仕事や学校以外で、何らかの知識や技術を身に付けるための取組をしている市民の割合	市民意向調査	40.0%	29.3%
地域の課題解決（防災、子育て、環境、福祉等）に興味がある市民の割合	市民意向調査	80.0%	新規
生きがいづくりや自己啓発を図る環境が整っていると思う市民の割合	市民意向調査	60.0%	新規
市立図書館のサービス（分館等を含む）が充実していると思う市民の割合	教育政策市民満足度調査（一般）	70.0%	62.6%

## 9 基本計画の進捗管理

### (1) 進捗管理の方法

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会の責任体制の明確化の一方策として、学識経験者の知見を活用し、その活動状況の点検・評価を行い、その報告書を作成して議会へ提出するとともに公表することが義務付けられています。

これを受けて、佐賀市教育委員会では、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するために、評価委員会を設置し、教育委員会による自己評価に加え、評価委員会による第三者評価を毎年行い、事業の継続的な改善を図っています。また、毎年実施している「佐賀市教育政策市民満足度調査」の結果などを施策に反映させることで、市民の意見を反映した教育施策を進めていきます。



(2) 佐賀市教育委員会のPDCAサイクル

この計画は、計画(Plan) ⇒ 実施(Do) ⇒ 点検・評価(Check) ⇒ 改善(Action) のサイクルで進捗管理を行い推進します。

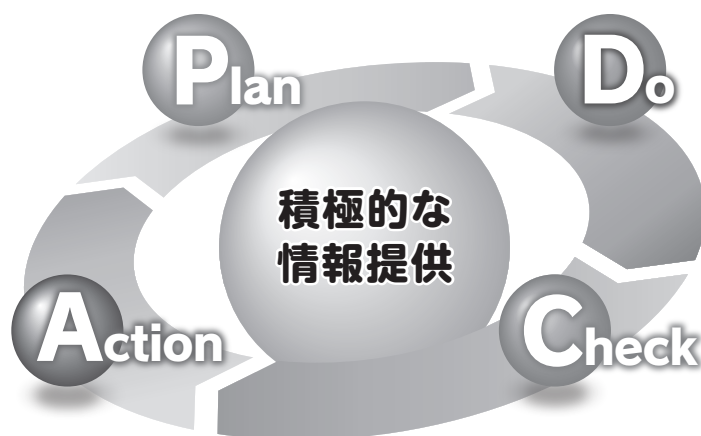
佐賀市教育委員会のPDCAサイクル

Plan 〈 計画 〉

- ▶ 明確で具体的な重点事業や具体的な事業の企画立案

Do 〈 実施 〉

- ▶ 基本目標や施策の目標達成を目指した具体的な取組を実施



Action 〈 改善 〉

- ▶ 評価結果を受けた具体的な取組
- ▶ 改善方策の検討

Check 〈 点検・評価 〉

- ▶ 評価の実施
  - 自己評価
  - 第三者評価
  - 教育政策市民満足度調査



## 第2章 実施計画編

---

## 1 実施計画の概要

基本目標に掲げる『佐賀らしさを協働で創る 生きる力に富む人づくり』を実現するため、「[自律][尊重][創造]を身に付けた子どもの育成」、「全ての人自分らしく輝きながら成長できる教育の推進」という2つの基本方針を設定し、その基本方針を達成するために3項目の施策を掲げ、体系的に施策を展開していきます。

実施計画では、3項目の施策を展開するために、22の基本事業（施策実現のための取組）を設定し、その基本事業を実行していくための具体的事業を明記しています。

## 2 実施計画の期間

基本計画は令和7年度から令和14年度までの8年間の中期計画ですが、実施計画は今後の状況の変化を迅速に反映し、具体的事業の展開に活かしていくために計画期間を前期と後期に分けて、前期実施計画を令和7年度から令和10年度まで、後期実施計画を令和11年度から令和14年度とします。

## 3 実施計画の構成

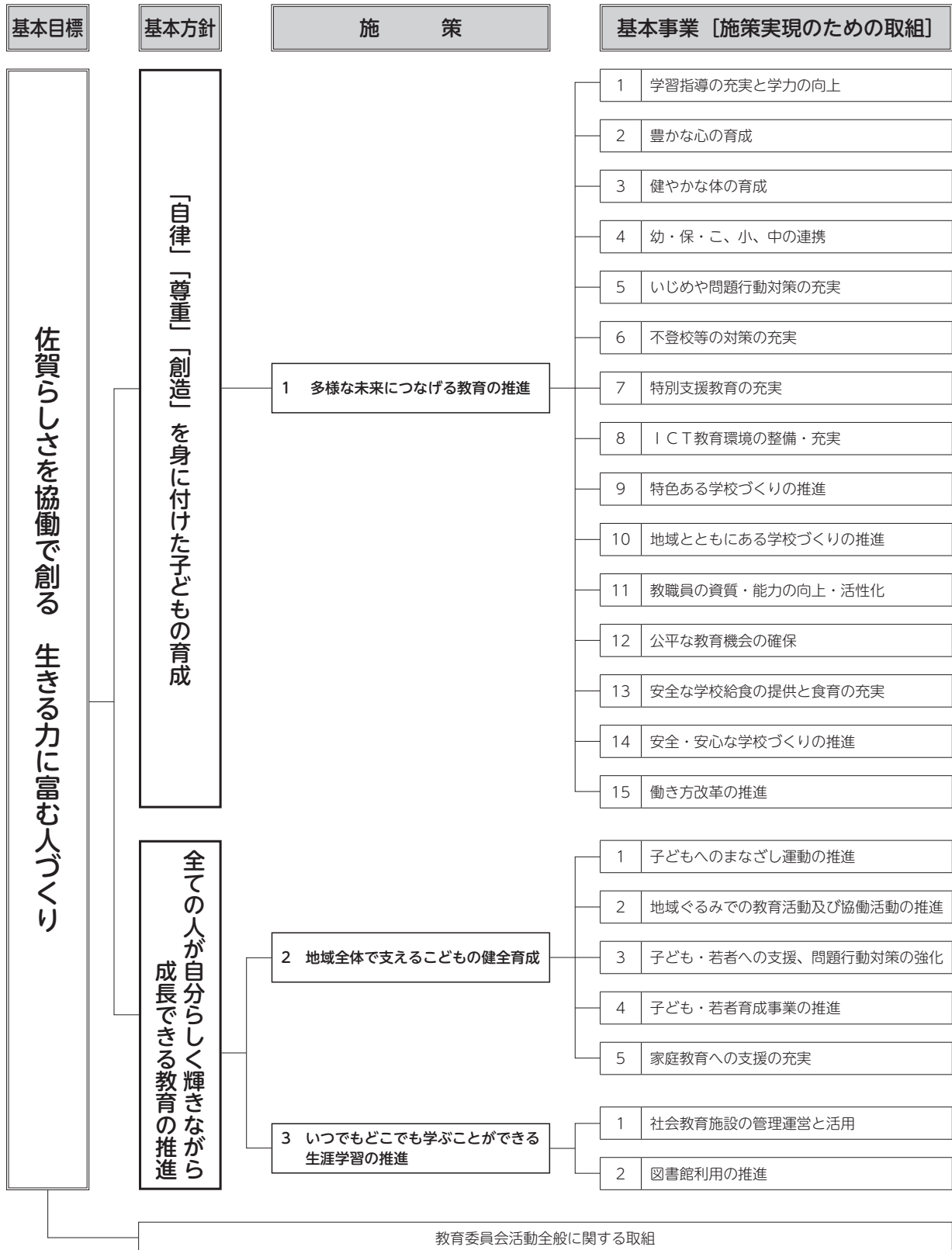
実施計画は、次の内容で構成しています。

- 施策体系
- 基本事業 [施策実現のための取組]
- 具体的事業
- 重点事業 [今後4年間で佐賀市教育委員会が重点的に取り組む事業]

## 4 施策体系

基本目標を達成するための施策、基本事業、具体的事業による施策体系を示しています。

### 《施策体系図》



## 《施策ごとの基本事業、具体的事業一覧》

### ■施策1 多様な未来につなげる教育の推進

基本事業	具体的事業	担当課	ページ
1 学習指導の充実と学力の向上	佐賀市学校教育ビジョンの推進	学校教育課 教育総務課	33
	到達度等調査研究事業	学校教育課	33
	研究指定校委嘱事業	学校教育課	33
	外国語指導助手派遣事業	学校教育課	33
	オンライン英会話の試験導入	学校教育課	33
	日本語指導支援事業	学校教育課	33
	教科書の選定及び教職員用教科書等の整備	学校教育課	34
	学校教材整備事業	学事課	34
	児童生徒用図書整備	学校教育課	34
	エネルギー教育支援事業	学校教育課	34
	放課後等補充学習支援事業	学校教育課	34
	プログラミング教育推進事業	学校教育課	34
	小・中学校の在り方の検討	教育総務課	34
2 豊かな心の育成	いのちの教育の推進	学校教育課	34
	学校人権・同和教育推進事業	学校教育課	34
	ふるさと学習支援事業	学校教育課	34
	郷土学習資料の活用	学校教育課	35
	環境教育の推進	学校教育課	35
3 健やかな体の育成	児童生徒の各種健康診断等の実施	学事課	35
	学校医・学校歯科医・学校薬剤師の配置	学事課	35
	フッ化物洗口むし歯予防事業	学事課	35
	市中学校体育連盟の運営に係る補助等	学事課	35
	部活動地域展開推進事業	教育総務課	35
	学校体育外部指導者派遣事業	学事課	35
	部活動指導員活用事業	学事課	35
	いのちの教育の推進（再掲）	学校教育課	36
4 幼・保・こ、小、中の連携	幼保小の接続期の教育推進事業	学校教育課	36
	幼小一貫教育の推進	学校教育課	36
	小中一貫（連携）教育の実践	教育総務課	36
5 いじめや問題行動対策の充実	いじめ防止基本方針に基づくいじめ対策の充実	学校教育課	36
	学校問題解決サポート事業	学校教育課	37

基本事業	具体的事業	担当課	ページ
6 不登校等の対策の充実	不登校対策事業	学校教育課	37
	スクールカウンセラー活用事業	学校教育課	37
	不登校児童生徒支援事業	学校教育課	37
	不登校ICTサポート事業	学校教育課	37
7 特別支援教育の充実	就学前児童の特別支援教育体制の充実	学校教育課	38
	特別支援教育推進事業	学校教育課	38
	発達障がい児相談室運営事業	学校教育課	38
	医療的ケア児支援事業	学校教育課	38
8 ICT教育環境の整備・充実	教育用情報機器整備事業	学校教育課	39
9 特色ある学校づくりの推進	生徒会活性化事業	教育総務課	39
	早稲田・佐賀21世紀子どもプロジェクト	教育総務課	39
	キャリア教育推進事業	学校教育課	39
	学校マネジメント支援事業	学事課	39
10 地域とともにある学校づくりの推進	学校経営方針の明確化と学校運営の改善事業	学校教育課	40
	学校評議員等活用事業	学校教育課	40
	コミュニティ・スクール推進事業	教育総務課	40
	学校運営経費	学事課	40
	学校フリー参観デー開催事業	学校教育課	40
	学校ホームページの充実	学校教育課	40
	学校評価の充実	学校教育課	40
11 教職員の資質・能力の向上・活性化	教科等研究会研究委託事業	学校教育課	40
	教育研究所運営事業	学校教育課	40
	教職員研修の支援	学校教育課	41
	GIGAスクール構想実現に向けた教職員の資質・能力の向上	学校教育課	41
12 公平な教育機会の確保	就学援助	学事課	41
	特別支援教育就学奨励費事業	学事課	41
	通学費補助事業	学事課	41
	通学区域制度の弾力化事業	学事課	41
	日本語指導支援事業（再掲）	学校教育課	41
	不登校対策事業（再掲）	学校教育課	41
	不登校児童生徒支援事業（再掲）	学校教育課	42
13 安全な学校給食の提供と食育の充実	学校給食における安全衛生の充実	学事課	42
	学校給食運営事業	学事課	42
	学校給食の一部民間委託推進事業	学事課	42
	食に関する教育指導の充実	学事課	42
	学校給食食材の地場産品導入による食農教育の推進	学事課	42

基本事業	具体的事業	担当課	ページ
14 安全・安心な学校づくりの推進	学校施設の老朽化対策	教育総務課	43
	学校施設改修事業	教育総務課	43
	学校安全の推進	学事課	43
	さがんメール（学校情報メール）配信事業	学事課	43
	学校災害共済給付・賠償補償保険給付事業	学事課	43
15 働き方改革の推進	学校職員安全衛生管理事業	学校教育課	44
	学校業務改善推進事業	学校教育課	44
	教職員用情報機器整備事業	学校教育課	44
	学校事務改善事業	学事課	44
	部活動地域展開推進事業（再掲）	教育総務課	44
	部活動指導員活用事業（再掲）	学事課	44
	学校閉庁日	学校教育課	44
教員業務支援員の配置	学校教育課	44	

■施策2 地域全体で支えるこどもの健全育成

基本事業	具体的事業	担当課	ページ
1 子どもへのまなざし運動の推進	子どもへのまなざし運動	社会教育課	45
2 地域ぐるみでの教育活動及び協働活動の推進	地域学校協働活動推進事業	社会教育課	46
	社会教育助成補助事業	社会教育課	46
	山村留学助成事業	学校教育課	46
	学校開放事業	教育総務課	47
3 子ども・若者への支援、問題行動対策の強化	子ども・若者支援事業	社会教育課	47
4 子ども・若者育成事業の推進	青少年センター管理運営事業	社会教育課	48
	二十歳のつどい開催事業	社会教育課	48
	久米島町中学生交流事業	社会教育課	48
	子どもの発明力・創造力共育事業	教育総務課	48
5 家庭教育への支援の充実	家庭教育支援事業	社会教育課	48

■施策3 いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の推進

基本事業	具体的事業	担当課	ページ
1 社会教育施設の管理運営と活用	星空学習館管理運営事業	社会教育課	49
	金立教育キャンプ場管理運営事業	社会教育課	49
	社会教育委員関係事業	社会教育課	49
	公民館における社会教育事業の推進	社会教育課	49
2 図書館利用の推進	図書館運営事業	図書館	50
	図書館本館大規模改修事業	図書館	50
	利用者サービスの充実	図書館	50
	子どもの読書活動の推進	図書館 学校教育課	50
	市民との協働、ボランティアの推進	図書館	51
	電子図書館の運用、デジタル化の推進	図書館	51

■教育委員会活動全般に関する取組

	具体的事業	担当課	ページ
	教育委員会会議運営の充実	教育総務課	52
	教育委員会マネジメント事業	教育総務課	52
	関係機関等ミーティング開催事業	教育総務課	52
	教育委員会の情報発信の充実	教育総務課	52
	教育委員会評価制度	教育総務課	52

## 5 基本事業ごとの具体的事業の内容

3項目の施策ごとに、施策実現のための取組である「基本事業」と各課が実施する事務事業である「具体的事業」を示し、基本目標達成のための具体的な取組を実践します。

- 基本事業・・・具体的事業の達成の指標となる基本的な取組を示しています。
- 具体的事業・・・各課が目標達成のために取り組む具体的な事業を示しています。

### 施策1 多様な未来につなげる教育の推進

#### [基本事業 1] 学習指導の充実と学力の向上

知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性の涵養を図るとともに、主体的な学習意欲の向上や学習習慣の確立、基礎学力の向上、創造性豊かな子どもの育成に努めます。また、「自律」「尊重」「創造」を身に付けた子どもの育成のために、各学校の学習指導の工夫、改善、充実を図ります。

##### ○佐賀市学校教育ビジョンの推進

義務教育9年間の学びを通して、「自律」「尊重」「創造」を身に付けた子どもを育成するため、各学校の教育課程に位置づけ、重点的に指導・支援を行います。

##### ○到達度等調査研究事業

個に応じた適切な指導・支援を行うため、小・中学校の各段階において、児童生徒の主観的ウェルビーイングに係る実態を把握するとともに、学習した内容の到達度や定着度を調査し、指導方法の改善・充実を図ります。

##### ○研究指定校委嘱事業

計画的に学校への研究委嘱を行い、教育の今日的課題の解決に向けた取組を行い、公開することで全市的な指導力の向上を図ります。

##### ○外国語指導助手派遣事業

英語によるコミュニケーション能力の向上や国際理解を深めるために、小学校3～6年生及び中学校の全クラスに外国語指導助手（ALT）を配置します。

##### ○オンライン英会話の試験導入

英語を使ったコミュニケーションの意欲や異文化に対する興味・関心を高めるために、1人1台パソコンを活用した外国人講師との1対1でのオンライン英会話を試験導入します。

##### ○日本語指導支援事業

母国語での支援を必要とする外国籍の児童生徒や来日して間もない児童生徒に対する学習への支援や、必要に応じて面談や入学説明会などに通訳を派遣する等の学校生活への支援を行います。



《オンライン英会話の様子》

## ○教科書の選定及び教職員用教科書等の整備

4年ごとの教科書改訂に伴い、教科書の選定を行い、教職員用の教科書等の購入を行います。

## ○学校教材整備事業

授業で活用する消耗品類及び教材備品、特別教室備品、楽器等の備品類を整備します。

## ○児童生徒用図書整備

市立小・中学校と市立図書館とのネットワークにより、学校間及び市立図書館の図書資源の共同利用化を推進します。これにより、学校図書館の児童生徒用の図書整備を進め、読書指導の活性化はもとより、学校の教育課程の多様な展開に寄与します。

さらに、児童生徒が自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応する能力を育てるため、学習情報センターとしての機能充実を目指します。

## ○エネルギー教育支援事業

日常生活や産業活動等の基盤となるエネルギーについて、社会、経済、政治、科学技術等の様々な観点から理解を深めます。

## ○放課後等補充学習支援事業

中学校において、学習内容や学習習慣の定着が十分に図られていない生徒のため、地域の人材等を活用し、放課後や長期休業中に補充学習を行うことにより、基礎学力の定着と学習習慣の確立を図ります。

## ○プログラミング教育推進事業

児童生徒がプログラミングの体験を通して、問題を解決する過程を創造的に考える「プログラミング的思考」を育みます。

## ○小・中学校の在り方の検討

少子化に伴う児童生徒数の減少が進むことを踏まえ、子どもたちにとってよりよい教育ができる学校の在り方について検討を進めます。

<b>[基本事業 2] 豊かな心の育成</b>
-------------------------

<p>子どもたちが生命の尊さや価値を知り、お互いの存在や多様性を尊重できるよう、道徳教育に加え、いのちの教育、人権教育等の心の教育を推進していきます。また、ふるさと「さが」に愛着と誇りを持てるような学習機会の提供を推進します。</p>
---

## ○いのちの教育の推進

毎月1日の「いじめ・いのちを考える日」の取組をはじめ、各学校において、いのちの教育の充実を図ります。

## ○学校人権・同和教育推進事業

各学校では、人権・同和教育の充実に向けて年間計画を作成し、授業研究会や校内における研修会に取り組みます。

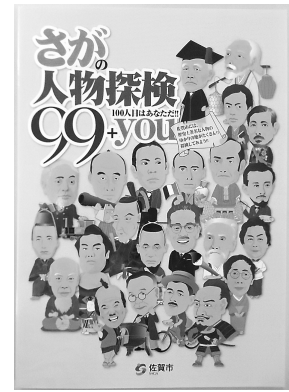
また、全ての市立小・中学校に指導員を派遣して学校における人権・同和教育を支援します。

## ○ふるさと学習支援事業

佐賀市の豊かな自然・貴重な歴史と文化・市民の役に立つ公共施設を学ぶための見学・体験活動を推進・支援し、子どもたちに、ふるさと「さが」を愛する心を育みます。

○郷土学習資料の活用

社会科や総合的な学習の時間などで、先人たちの業績や人柄について学ぶ際に、小学生向け副読本「さかの人物探検99+you」を活用し、郷土を誇りに思う子どもの育成を図ります。



《副読本「さかの人物探検99+you」》

○環境教育の推進

各小・中学校において作成した、環境にやさしい学校づくりをめざす学校マネジメントシステム（佐賀市学校版環境ISO）に基づき、児童生徒と教職員が環境について考え、環境保全活動を実践する取組を学校全体で推進します。

**[基本事業 3] 健やかな体の育成**

各種健康診断等を実施し、学校における子どもたちの健康の保持増進を図ります。また、中学校体育及びスポーツの振興を支援します。

○児童生徒の各種健康診断等の実施

心身ともに健康な児童生徒を育成するため、健康診断を実施し、事後措置を徹底するとともに、学校・家庭・学校医・学校保健関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会等）が連携を図りながら、学校教育活動全体で健康に関する教育に取り組みます。

○学校医・学校歯科医・学校薬剤師の配置

児童生徒の健康保持増進を図るため、全ての市立小・中学校に学校医（内科・耳鼻科・眼科）・学校歯科医・学校薬剤師を配置します。

○フッ化物洗口<sup>43</sup> むし歯予防事業

全小・中学校においてフッ化物洗口を行い、むし歯になりやすい小・中学生の時期にむし歯の予防を行います。また、集団で行うことにより、児童生徒の口腔内の健康格差をなくし、将来にわたって健康な歯を保つことができる子どもを育てます。

○市中学校体育連盟の運営に係る補助等

市中学校体育連盟の運営に要する経費等について補助金を支出することにより、中体連の活動を活性化させ、生徒の体位・体力の向上及び心身の健全育成を図ります。

○部活動地域展開推進事業

健全で持続可能な「教育環境」「文化・スポーツ環境」を創り出していくため、学校部活動の適正化を進めます。また、地域とともに、子どもたちの多様な価値観、考え方に応えることができる選択肢を創出し、幅広い活動機会の確保に取り組みます。

○学校体育外部指導者派遣事業

市立中学校の運動部活動の指導に関し、実技に堪能な地域の外部指導者を招くことにより、スポーツ技術の向上と生徒の心身の健全育成を図り、同時に社会性を養います。

○部活動指導員活用事業

部活動指導員を配置することにより、部活動顧問教員の負担軽減と生徒の多様なニーズに対

<sup>43</sup> フッ化物洗口：永久歯のむし歯予防を目的に一定の濃度のフッ化ナトリウムを含む溶液で1分間ぶくぶくうがいをする方法。

応した部活動指導体制の充実を図ります。

#### ○いのちの教育の推進（再掲）

健康教育の一環として生活習慣病やがんに関する学習を推進します。

### [基本事業 4] 幼・保・こ、小、中の連携

幼児教育と小学校教育を円滑に接続するよう、接続期における育ちや学びの連続性を確保するシステムの充実を図ります。

また、小学校から中学校へ進学する際に、小・中が連携することにより段差を少なくし、より円滑にするとともに、教科の内容や指導法、生徒指導面での接続を進めます。

#### ○幼保小の接続期の教育推進事業

幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校の相互理解と教育の連携を図るために、全小学校区で連携会議を行い、年間計画に基づいた幼児・児童の交流や教師と保育者の交流等、学校種等を越えた連携・接続を推進・充実します。

また、幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小学校への接続期における幼児・児童と保護者の不安を解消し、育ちや学びの連続性を活かした接続期教育の質の向上を図ることを目的とした接続期プログラム「えがおわくわく」を実施し、その検証を行います。

#### ○幼小一貫教育の推進

9年間の見通しをもった教育を進めるために、本庄こども園と本庄小学校で、相互の保育・授業参観や協議、幼児・児童の交流等を行います。幼小の育ちや学びの連続性を活かした幼児教育と小学校教育のあり方を探究します。

#### ○小中一貫（連携）教育の実践

小中一貫校として6校を指定して、小中一貫教育を実践しています。

- ・校舎一体型 芙蓉校、北山校
- ・校舎隣接型 松梅校、三瀬校、思斉館
- ・中学校区型 富士校

また、平成19年度から市内全中学校区で、小中連携教育を各学校の教育課程に位置づけており、9年間を見通した小中一貫（連携）教育を実践しています。

### [基本事業 5] いじめや問題行動対策の充実

いじめや問題行動等、教育現場における様々な問題に対し、専門チームによる相談体制の充実を図るとともに、早期発見・早期対応により一人ひとりに応じて的確かつきめ細かに対応していきます。

#### ○いじめ防止基本方針に基づくいじめ対策の充実

佐賀市いじめ防止基本方針<sup>44</sup>に基づき、①各学校が作成した「学校いじめ防止基本方針」に

<sup>44</sup> 佐賀市いじめ防止基本方針：P17参照

よる取組への指導・支援、②警察との連携（スクールサポーターの配置）、③保護者・地域の取組への支援（相談窓口の周知、情報モラルの啓発、学校との連携・協働体制の構築等）、④県教育委員会との連携、⑤重大事態に対する調査、国、県及び市長への報告、必要があると認めるときの再調査等を行うなど、いじめの未然防止や解決を目指します。

○学校問題解決サポート事業

児童生徒の問題行動や保護者のクレーム等に対応するため、関係機関や専門的分野との連携を図り、チームで対応する体制を整え、効果的な解決を図るとともに、危機管理として問題に対応する能力の向上を図ります。

**[基本事業 6] 不登校等の対策の充実**

心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因等により、学校への登校ができなくなった児童生徒について、家庭、地域、学校、関係機関が連携して、個別や小集団での相談・指導等に取り組み、社会的自立や学校復帰に向けた支援や多様な学びの提供に努めます。

○不登校対策事業

不登校児童生徒<sup>45</sup>への支援の対策拠点として教育支援センター<sup>46</sup>「くすの実」を設置し、学校・家庭・その他の関係機関と連携を図りながら、常に児童生徒や保護者に寄り添い、児童生徒の自立に向けて指導・支援を行うとともに、子どもの居場所や多様な学びの場を提供します。

また、「サポート相談員」を家庭や学校に派遣し、不登校児童生徒及び家族の支援を行います。

○スクールカウンセラー活用事業

全ての市立小・中学校に臨床心理士等からなるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者の教育相談に応じています。

また、校内研修の機会などを通じて、講話・演習等を依頼し、教師のカウンセリング能力の向上に努めます。

○不登校児童生徒支援事業

市立小・中学校に在籍する不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対し、別室対応支援員による別室での自主学習・生活の支援や、自宅でのICT<sup>47</sup>学習支援など多様な学びを提供するとともに、家庭を訪問し、悩みや相談を聞いたり、生活空間を広げたりすることにより、児童生徒の社会的な自立を目指します。

○不登校ICTサポート事業

不登校の傾向にある児童生徒を対象に、自宅と学校をオンラインでつなぎ、学校の様子を視聴したり、友人や先生等と交流したりする中で学校復帰のきっかけをつくり、不登校長期化の予防を図ります。

<sup>45</sup> 不登校児童生徒：P5 参照

<sup>46</sup> 教育支援センター：P6 参照

<sup>47</sup> ICT：P7 参照

## [基本事業 7] 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒が円滑に学校生活を送れるように教育環境を整えるとともに、一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、学校、家庭、地域、関係機関と連携しながら指導・支援します。また、特別支援学校や医療機関等の専門機関と連携しながら校内支援体制のさらなる充実を図ります。

### ○就学前児童の特別支援教育体制の充実

特別支援教育相談員や発達支援アドバイザーが、幼稚園・保育所（園）・認定こども園等を巡回し、特別な支援を必要とする園児について見取りや助言を行い、よりよい支援と適切な就学につなげます。

また、特別支援教育に関する保育者の力量を高めるため、幼稚園教諭や保育士、保育教諭を対象とした研修会を行います。

さらに、特別支援学級見学会や就学に向けた個別相談、佐賀市就学相談会等を実施することで、保護者等の不安や悩みを軽減し、子どもにとってより適切な就学先の決定につなげます。

### ○特別支援教育推進事業

発達障がい等様々な障害により特別な支援を必要とする児童生徒に対し、個別の教育支援計画等を作成し個々のニーズにあった支援ができるように、専門機関と連携しながら校内支援体制の充実を図ります。また、個々のニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、学校生活支援員<sup>48</sup>と特別支援学級支援員<sup>49</sup>の配置や、一人一台端末を活用した「包括支援プログラム（コグトレオンライン）」を整備します。さらに、通級による指導の拡充や、研修による教師等の専門性の向上など、教育的ニーズに応じた学びの場を整備することで、インクルーシブ教育<sup>50</sup>を推進していきます。

### ○発達障がい児相談室運営事業

「ひまわり相談室」において、発達障がい等を理由に学校への適応に困っている児童生徒を対象とし、本人、保護者及び学校関係者を交えた相談業務を行うことにより、学校生活への適応を図ります。

### ○医療的ケア児支援事業

保育所（園）・認定こども園等及び市立小・中学校に在籍する、医療的ケア<sup>51</sup>を必要とする子どもを支援するために、佐賀市と委託契約を結んだ訪問看護ステーション等より看護師等を派遣します。

## [基本事業 8] ICT教育環境の整備・充実

情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられています。コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ります。

<sup>48</sup> 学校生活支援員：P7参照

<sup>49</sup> 特別支援学級支援員：P7参照

<sup>50</sup> インクルーシブ教育：P6参照

<sup>51</sup> 医療的ケア：学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。

○教育用情報機器整備事業

文部科学省が提唱する、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを目指す「GIGAスクール構想」に基づき整備した児童生徒1人1台パソコンの維持管理を行います。

また、児童生徒の学力向上及び教職員の授業準備にかかる負担を軽減するため、小・中学校の普通教室、特別支援教室及び特別教室に整備した電子黒板及び表示用パソコン並びに書画カメラ等周辺機器の維持管理及び更新を行います。

あわせて、ICT支援員を配置し、ICT機器の利活用を推進します。

**[基本事業 9] 特色ある学校づくりの推進**

地域の人材や環境（自然環境・社会環境）を積極的に活用するとともに、その地域や学校ならではの特色を持った学校教育の充実を図り、子どもの個性を伸ばす教育環境づくりに努めます。

○生徒会活性化事業

佐賀市教科等研究会特別活動部会との協働で、生徒会役員リーダー研修会を開催し、対話を通して、目的を共有し、合意形成を図ることができる生徒のリーダー性を伸ばします。また、生徒会が自分たちで企画・立案・実行する中学校パワーアップ・プラン事業を行い、生徒会活動を通して主体性を育みます。

○早稲田・佐賀21世紀子どもプロジェクト

早稲田大学との連携により、21世紀の日本を担う人材の育成を図ります。

市内在住の中学生を対象とした出前講座や教職員講座、大隈重信をテーマにしたスピーチコンテスト等を開催することにより、子どもたちが大隈重信やふるさと佐賀への理解を深め、郷土の良さを見直す機会や、教職員の資質向上の機会を提供します。

○キャリア教育推進事業

小・中学校では、「一人一人のキャリア形成と自己実現」について年間指導計画に位置付けてキャリア育成を進めます。中学生がいろいろな職場で活動する「職場体験学習」を核とした授業を実践し、地域社会と連携・協働することにより、職業に関する知識や技能、望ましい職業観や勤労観を身に付け、主体的に生きる態度を育てます。



《大隈重信スピーチコンテスト》

○学校マネジメント支援事業

児童生徒が充実した学校生活を送ることができるように、学校の独自性を高めるための教育活動に関する経費を支援します。これにより、小中連携や学校の強みの強化又は弱みの補強、全国学力・学習状況調査等の結果をもとにした学力向上、地域人材の活用等を通じた地域との連携強化、学校の経営方針に基づく学校の特色化を図ります。



《生徒会リーダー研修会》

**[基本事業 10] 地域とともにある学校づくりの推進**

保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくために、家庭や地域と連携・協働し、地域とともにある開かれた学校運営を推進します。

**○学校経営方針の明確化と学校運営の改善事業**

個性を活かした特色ある開かれた学校づくりを推進するため、各小・中学校では、教育目標を分かりやすく示すとともに、より具体化した教育計画の策定に努めます。教育目標を具現化するために、学校運営組織の見直しに取り組み、組織としての機能の充実に努めます。

**○学校評議員等活用事業**

全ての小・中学校に学校評議員または学校運営協議会委員を委嘱し、制度を活用して、学校と保護者・地域の融合を図り、学校が行う教育活動のさらなる活性化を目指します。

**○コミュニティ・スクール推進事業**

保護者や地域住民が学校運営に参画できるコミュニティ・スクール<sup>52</sup>（学校運営協議会制度）に取り組み、地域と学校が目標やビジョンを共有し、一体となった活動を行います。

**○学校運営経費**

各小・中学校の自主・自律性を確立するため、学校長の裁量による予算編成（フレーム予算）を行い、より良い学校づくりに活かします。

**○学校フリー参観デー開催事業**

開かれた学校づくりの一環として、また、佐賀市の教育に対する理解促進のために、小・中学校において、授業や学校行事等の教育活動を児童生徒の保護者だけでなく広く市民にも公開します。

**○学校ホームページの充実**

各学校の教育方針や教育活動の様子等を広く市民に公開し、開かれた学校運営を進めるため、ホームページの充実を図ります。

**○学校評価の充実**

学識経験者や学校評議員等による学校関係者評価や学校の第三者評価を充実させ、学校運営の改善と発展を目指します。

**[基本事業 11] 教職員の資質・能力の向上・活性化**

教職員の実践的指導力向上や意識高揚のための効果的な研修の実施、相談支援の充実を図ります。また、教師が児童生徒に接する時間を確保し、自らの授業を磨くとともに人間性や創造性を高め、児童生徒に対し効果的な教育活動を推進します。

**○教科等研究会研究委託事業**

教職員の実践的指導力の向上のため、教科等研究会各部会での研究を推進し、指導方法の改善・充実等に努めます。

**○教育研究所運営事業**

市が直面している喫緊の教育課題に対する改善策の研究と、校内研修・個人研究支援のた

<sup>52</sup> コミュニティ・スクール：P7参照

め、佐賀市教育研究所に研究所員会を組織します。

また、教職員の研究意欲の高揚及び教育活動の活性化を図るため、個人やグループによる研究の応募を奨励・支援します。

#### ○教職員研修の支援

市立小・中学校の校内研究を充実させるため、指導主事派遣等により支援を行います。また、教職員の指導力向上や指導方法の工夫改善につなげるため、教育研究所主催の教職員を対象とした研修会を行い、教職に対する熱意と教育の専門家としての確かな力量を培い、学校の活性化を目指します。

#### ○GIGAスクール構想実現に向けた教職員の資質・能力の向上

教員の実践的指導力向上や技術向上のための効果的な研修の実施、相談及び支援の充実を図ります。特に、ICT（1人1台のパソコン等）を活用した授業を研究し、研修会を実施して、研究成果の発表や情報共有を行うことで、教員一人ひとりの授業力の向上を図ります。

### [基本事業 12] 公平な教育機会の確保

子どもたちが、経済的状況、地理的理由等に左右されず、教育の機会を等しく確保できるよう努めます。また、不登校の児童生徒等、年齢又は国籍その他の置かれている事情に関わりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保できるよう努めます。

#### ○就学援助

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者へ、学用品費、修学旅行費、給食費等の一部を援助します。

#### ○特別支援教育就学奨励費事業

特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費、修学旅行費、給食費等の一部を援助します。

#### ○通学費補助事業

山間部（大和町、富士町、三瀬村）に居住している児童生徒の保護者に対し、住所地の学校（指定校）に遠距離通学する通学費（バス定期券代等）を補助します。

#### ○通学区域制度の弾力化事業

小学校への入学・転入にあたり、保護者が希望すれば住所地の学校（指定校）に離接する学校に入学できる隣接校選択制と、市内のどこからでも入学できる特認校<sup>53</sup>制を実施し、通学区域の弾力化を図ります。

#### ○日本語指導支援事業（再掲）

母国語での支援を必要とする外国籍の児童生徒や来日して間もない児童生徒に対する学習への支援や、必要に応じて面談や入学説明会などに通訳を派遣する等の学校生活への支援を行います。

#### ○不登校対策事業（再掲）

不登校児童生徒への支援の対策拠点として教育支援センター「くすの実」を設置し、学校・家庭・その他の関係機関と連携を図りながら、常に児童生徒や保護者に寄り添い、児童生徒の自立に向けて指導・支援を行うとともに、子どもの居場所や多様な学びの場を提供します。

<sup>53</sup> 特認校：芙蓉校、松梅校、富士校、北山校、北山東部小、三瀬校の6校の小学校

## ○不登校児童生徒支援事業（再掲）

市立小・中学校に在籍する不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対し、別室対応支援員による別室での自主学習・生活の支援や、自宅でのICT<sup>54</sup>学習支援など多様な学びを提供するとともに、家庭を訪問し、悩みや相談を聞いたり、生活空間を広げたりすることにより、児童生徒の社会的な自立を目指します。

### 〔基本事業 13〕 安全な学校給食の提供と食育の充実

小・中学校の子どもたちに安全で安心できる学校給食の安定的供給を実施します。また、食に関する教育に積極的に取り組むとともに、地元産の食材を使用することにより、ふるさと「さが」に愛着を持つよう、食を通じた教育を充実します。

## ○学校給食における安全衛生の充実

安全・安心な給食提供を行うため、佐賀市学校給食衛生管理基準に基づき、給食調理等を行います。この基準を遵守するため、給食調理員、栄養教諭・学校栄養職員を対象とした衛生安全講習会や調理技術講習会を実施します。

また、給食で使用する食材の安全性を確保するため、関係業者には佐賀市学校給食納品規格書に基づく食材の納品を求めます。

## ○学校給食運営事業

市内の調理場の運営、維持管理を行います。また、安全な学校給食を提供するため、国が定める学校給食衛生管理基準に基づき、給食実施に必要な施設・設備について衛生面での改善を図ります。

## ○学校給食の一部民間委託推進事業

学校給食の運営体制の効率化を図るため、学校給食の一部（調理及び洗浄業務）民間委託を実施します。

## ○食に関する教育指導の充実

給食の時間だけでなく、特別活動の学級活動や学校行事をはじめ、各教科、道徳、総合的な学習の時間等で、食に関する教育を積極的に行います。また、栄養教諭や学校栄養職員による食に関する教育の充実を図ります。

## ○学校給食食材の地場産品導入による食農教育の推進

学校給食に地場産品を導入することで、児童生徒が給食を通して、特有の風土の中で培われた食文化や、農業をはじめとする地域の産業への理解を深め、生産者への感謝の心を育てることにつながります。



《第18回学校給食甲子園 受賞献立》



《給食の時間の様子》

<sup>54</sup> ICT：P7参照

## [基本事業 14] 安全・安心な学校づくりの推進

子どもたちが安心して学び、生活できるようにするために、安全教育、安全対策及び防災教育等を充実し、いのちを守る取組を推進します。また、施設の改修等を計画的に実施するとともに多様化する教育形態に対応した学校施設の整備を図ります。

### ○学校施設の老朽化対策

学校施設の老朽化対策として「佐賀市公共施設等総合管理計画」の長寿命化の実施方針に基づき大規模改修を行います。

### ○学校施設改修事業

小・中学校施設について、児童生徒や教職員及び地域住民など施設利用者が安全で安心かつ快適に利用できるよう、改修、修繕等を行います。また、改修を行う際には、避難所としての防災機能強化や施設のバリアフリー化を推進します。

### ○学校安全の推進

児童生徒の学校生活等における安全（生活安全、交通安全、災害安全）を確保するため、各学校で安全教育と安全管理を効果的に進める体制を構築します。学校施設・設備等の点検・管理や設置場所の適正化、家庭・地域・学校の連携・協働、PDCAサイクルに基づく通学路合同点検の実施、ICT<sup>55</sup>を活用した見守りサービス等により、学校安全の推進に努めます。

### ○さがんメール（学校情報メール）配信事業

通学途中の児童生徒の犯罪被害や災害被害に関する緊急情報を保護者や学校関係者に発信し、家庭・地域・学校が情報を共有することによって、防犯や災害に関する連携強化を図り、児童生徒の安全確保に役立てます。

### ○学校災害共済給付・賠償補償保険給付事業

学校管理下における災害に対し、医療費等の災害共済給付を行います。また、学校管理下で被った傷害により、児童生徒が入院等した場合に備え、賠償補償保険に加入します。



《通学路合同点検》

<sup>55</sup> ICT：P7参照

**[基本事業 15] 働き方改革の推進**

業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策や、学校が作成する計画等や組織運営に関する見直し、教職員の勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のために必要な環境を整備します。

**○学校職員安全衛生管理事業**

教育委員会に総括安全衛生委員会を設置し、各小・中学校に衛生委員会もしくは健康管理委員会を設置して、精神科医による健康相談や研修会等を行うことにより、教職員の健康の保持・増進やメンタルヘルスの保持に努めます。

**○学校業務改善推進事業**

学校業務改善検討委員会を設置し、進捗管理を行いながら、多様化・複雑化している各学校の業務改善を進めます。

**○教職員用情報機器整備事業**

教師が児童生徒と触れ合う時間を確保するため、教師に1人1台の校務用パソコンを配置するなど情報機器を整備、更新します。これにより、校務情報の共有化や校務のシステム化を図り、校務の効率化を進めます。

**○学校事務改善事業**

教師の事務負担を軽減し、学校経営管理時間を創出することにより、教育の質の充実を図るよう、市内10ブロックに学校運営支援室を設置し、学校事務職員（教育行政職員）の学校経営への参画を円滑に行います。

また、学校徴収金管理システムの運用により、教職員の学校徴収金事務の負担軽減と事務の効率化を図ります。

**○部活動地域展開推進事業（再掲）**

健全で持続可能な「教育環境」「文化・スポーツ環境」を創り出していくため、学校部活動の適正化を進めます。また、地域とともに、子どもたちの多様な価値観、考え方に応えることができる選択肢を創出し、幅広い活動機会の確保に取り組みます。

**○部活動指導員活用事業（再掲）**

部活動指導員を配置することにより、部活動顧問教員の負担軽減と生徒の多様なニーズに対応した部活動指導体制の充実を図ります。

**○学校閉庁日**

市立小・中学校では、教職員の休暇等の取得促進による更なる健康増進、児童生徒のリフレッシュ及び家庭でのふれあいや地域活動への参加促進等を目的として、学校閉庁日を設定しています。

**○教員業務支援員の配置**

教師の負担軽減を図り、より児童生徒への指導や教材研究等に注力ができるよう、教員業務支援員を配置します。

## 施策2 地域全体で支えるこどもの健全育成

### 〔基本事業 1〕 子どもへのまなざし運動の推進

子どもが社会において保障されるべき様々な権利の尊重に努め、家庭・地域・企業等・学校等の全ての大人が子どもの育成に関心を持ち、かつ、主体的に関わる社会『子どもへのまなざし“100%”のまち』の実現を目指し、市民総参加での子どもの育成運動を推進します。

#### ○子どもへのまなざし運動

子どもへのまなざし運動<sup>56</sup>を、家庭・地域・企業等・学校等が一体となって取り組めるよう、広く市民へ周知・啓発を図るとともに、子どもの意見を聴きながら、それぞれの場における具体的な取組を推進し、市民総参加の運動として展開します。

##### (1) 運動の周知・啓発

子どもへのまなざし運動について、様々な機会や媒体を活用した全市的な広報活動を行い、市民の運動への認知度を高めるとともに、社会全体で協力して子どもの育ちを支えるという大人の意識の向上を図ります。

##### (2) 具体的な取組の推進

子どもを育む4つの場（家庭・地域・企業等・学校等）それぞれにおける具体的な取組を推進するとともに、相互の、または全体としての連携を図り、一体感を持った運動の展開を図ります。

また、様々な活動の中に子どもの「出番」、「役割」を創出し、それを大人が「承認」することで、子どもたちの自己肯定感や市民性を育てていきます。



《木工教室》

～企業の強みを活かした地域等での活動～



《干潟よか公園観光ジュニアガイド》

～子どもの出番を設け、自己肯定感を育む活動～

<sup>56</sup> 子どもへのまなざし運動：P5 参照

## 〔基本事業 2〕 地域ぐるみでの教育活動及び協働活動の推進

地域と学校が連携・協働により、地域住民がつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進するため、コミュニティ・スクールの設置校等を対象に、学校と地域のつなぎ役となる「地域学校協働活動推進員」や「地域教育コーディネーター」を配置し、学校と地域が一体となって子どもを育むことができる環境づくりを推進します。

また、地域での子どもの育みを核としたコミュニティ活動や学校との連携により、子どもたちに様々な体験活動やボランティア活動の機会を提供するなど、地域全体で協働による子育て支援の機運を醸成します。

### ○地域学校協働活動推進事業

#### (1) 地域学校協働活動推進事業

地域住民や団体等による郷土学習などの授業支援、学校行事の準備・運営補助、学校の環境整備や児童生徒の登下校の見守り等、地域と学校との連携・協働による活動を支援します。

#### (2) 放課後子ども教室推進事業

全ての子どもを対象に、地域の方々の参画を得ながら、公民館や学校の空き教室等の施設を活用し、放課後や週末において安全で安心な活動の拠点を設け、地域の子どもたちが安心して遊び学べる居場所づくりを行う地域団体を支援します。

#### (3) 地域教育コーディネーターの配置

市内小・中学校に地域教育コーディネーターを配置し、学校と家庭・地域・企業等との連携体制を構築し、地域に根付いた教育活動を通して地域の教育力を向上させ、児童生徒のふるさと意識を高めます。



《学校と地域が連携した体験学習》



《放課後子ども教室》

### ○社会教育助成補助事業

社会教育の振興を図るため、各種社会教育関係団体が実施する事業に対して補助を行い、その活動を支援します。

### ○山村留学助成事業

地域全体で子どもたちを見守り、育てていく意識の醸成を図ることで、受け入れ側の児童も含めた教育効果と北山東部小学校区域の地域の活性化を図ります。

事業実施主体である、やまばと山村留学実行委員会に対し補助を行います。

○学校開放事業

子どもの健全育成の推進と健康で明るく豊かな市民生活の形成に資することができるよう、次の取組を行い学校施設の有効活用を推進しています。

(1) 土日の小学校グラウンド開放

子どもの安全な遊び場や地域住民の活動の場として、土日のいずれか1日を開放します。

(2) 特別教室等の開放

学校教育に支障の無い範囲で特別教室等を開放します。

※学校体育施設（体育館・運動場）については、学校体育施設開放運営委員会と協力して、学校教育に支障のない範囲で地域に開放することにより、地域の財産として学校体育施設を有効活用するとともに、地域スポーツの拡充を推進します。また、より多くの市民が利用できるような運営方法の検討や見直しを行います。

**[基本事業 3] 子ども・若者への支援、問題行動対策の強化**

青少年の非行・被害防止のために、まなざし育成委員による市内26校区・地区での街頭見守り活動や子ども・若者支援専門官によるインターネット見守り活動を実施します。

また、ひきこもりや不登校等の困りごとを抱える子ども・若者やその家族を対象とした相談、支援を推進します。

○子ども・若者支援事業

(1) 子ども・若者支援室

ニート<sup>57</sup>、ひきこもり<sup>58</sup>、不登校等の困りごとを抱える40歳未満の子ども・若者やその家族を対象とした相談支援を実施します。支援対象者の状況に応じて、個別支援プログラム、アウトリーチ、講座、教室等を実施し、学校復帰や社会復帰に向けて支援します。

(2) まなざし育成委員

市内全域で街頭見守り活動を実施し、青少年の安心・安全のための見守り、声かけ、指導等に努めます。

(3) 子ども・若者支援専門官

インターネット内の見守り活動等を行い、青少年の安心・安全な環境整備に努めます。また、青少年やその家族が抱える様々な悩みに関する電話相談等を実施するとともに、青少年関係団体の事務支援等を実施します。

<sup>57</sup> ニート：P14参照

<sup>58</sup> ひきこもり：P14参照

**[基本事業 4] 子ども・若者育成事業の推進**

学校間、地域間の枠を越えた各種体験や交流活動を通して、子ども・若者の育成を推進します。

**○青少年センター管理運営事業**

青少年の自主的な学習やスポーツ、音楽活動の場を提供し、青少年の居場所づくりを推進します。

**○二十歳のつどい開催事業**

改めて成人としての自覚と責任を促すため、また、進学や就職等で佐賀を離れた若者に佐賀の良さを再認識してもらう機会とするために「二十歳のつどい」を開催します。

**○久米島町中学生交流事業**

沖縄県久米島町と佐賀市の中学生が交流し、異なる双方の歴史や文化、環境に触れることにより、郷土への理解を深めます。

また、佐賀市出身で沖縄の近代化に大きな業績を残した第11代齋藤用之助の功績に触れ、郷土に誇りを持つ中学生を増やします。

**○子どもの発明力・創造力共育事業**

創造性豊かな子どもを育成するため、佐賀商工会議所や企業と連携し、公益社団法人発明協会と共催で「佐賀市少年少女発明クラブ」を運営します。

小学4年生から中学3年生までの児童生徒が、年間30回程度それぞれのアイデアを活かしたものづくりに取り組みます。

**[基本事業 5] 家庭教育への支援の充実**

家庭教育講座を開催する団体等に講師を派遣し、市全体の家庭教育力の向上を図ります。

また、子育て中の保護者同士・支援者とのつながりの場を設け、育児の孤立化防止と親育ちを支援します。

**○家庭教育支援事業****(1) 家庭教育講座講師派遣事業**

市内小・中学校における新入学説明会及び幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小・中学校PTA、子育てサークル等が開催する家庭教育講座に講師を派遣し、家庭教育講座を開催することにより、保護者の家庭教育に関する理解・関心を深め、家庭教育力の向上を図ります。

**(2) なかまほいく実施事業**

子育て中の保護者同士・支援者のつながりを作るプログラムを実施し、育児の孤立化を防ぐとともに、「親の育ち・親の学び」を支援します。

## 施策3 いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の推進

### 〔基本事業 1〕 社会教育施設の管理運営と活用

市民一人ひとりが生涯を通じて学び育ち合う機会の提供を目的として、星空学習館や金立教育キャンプ場など社会教育施設の効果的な運営を図ります。

また、地域コミュニティ活動の拠点となる公民館と連携して、社会教育事業の推進を図ります。

#### ○星空学習館管理運営事業

星空学習館の円滑かつ効率的な運営を図るとともに、天体観測ドームを活用し、市民が天体に親しむ場を提供します。

#### ○金立教育キャンプ場管理運営事業

金立教育キャンプ場の円滑かつ効率的な運営を図ります。

#### ○社会教育委員関係事業

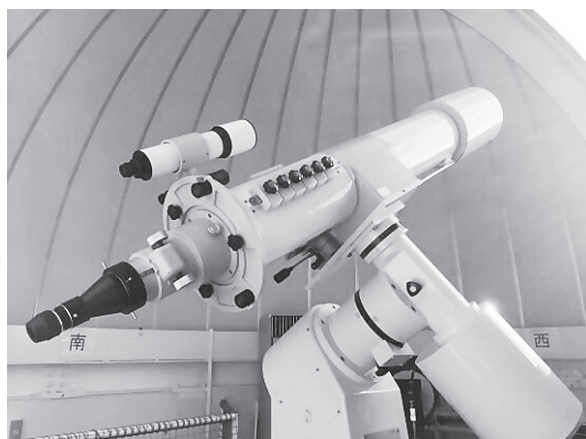
学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から社会教育委員を委嘱し、社会教育に関する意見を求める会議を開催します。

#### ○公民館における社会教育事業の推進

それぞれの地域が抱える課題の解決につなげるための事業の実施状況を「社会教育の指針」に照らし合わせて評価し、運営や事業の改善を図ります。



《金立教育キャンプ場 家族キャンプ体験》



《星空学習館の天体望遠鏡》

## [基本事業 2] 図書館利用の推進

地域の情報拠点、生涯学習の拠点、市民の交流の場となることを目的に、誰もが利用しやすい図書館を目指します。

### ○図書館運営事業

佐賀市立図書館本館を拠点に、7つの分館（大和館、諸富館、東与賀館、富士館、三瀬館、川副館、久保田館）、6つの分室（開成、金立、鍋島、高木瀬、本庄、巨勢）を設置し、遠隔地には自動車図書館を運行することで、市内全域の図書館サービスを展開します。

また、地域の情報拠点、生涯学習の拠点、市民の交流の場としての機能をさらに充実させ、市民の教養、文化の向上を図るため、利用者ニーズにあった多様な資料収集・整理・保存に努めます。

そのほか、市民が図書館サービスの満足を実感し、生涯学習や生活に役立つような支援の充実に努めます。

### ○図書館本館大規模改修事業

図書館本館は平成8年の開館から約30年が経過し、建築物・設備が老朽化していることから大規模な改修を行います。

改修後30年先も市民に愛される、誰もが自由にのびのびと、気持ち良い時間を過ごせる空間と、本を好きにさせてくれる様々な体験にあふれた新たな図書館を目指します。

### ○利用者サービスの充実

利用者のニーズに応じた資料の貸出・返却、AV（視聴覚資料）館内視聴サービス、目の不自由な方や小さい字が読みづらい方のための対面朗読等のハンディキャップサービス、子どもに本との出会いを提供する児童サービス、青少年の読書活動を推進するヤングアダルトサービス、資料等に関する相談に応じるレファレンスサービス<sup>59</sup>を行います。

また、相互貸借制度を利用し、市立図書館に所蔵していない図書資料を他の公共図書館から借り受けて利用者に提供します。

### ○子どもの読書活動の推進

平成30年度に策定し、令和5年度に改訂した「佐賀市子どもの読書活動推進計画」をもとに、関係部署（学校教育課・健康づくり課）と協力しながら、子どもが読書に親しむための環境づくりに取り組みます。

また、課題解決型読書支援として、図書館を使った調べる学習講座・コンクールを実施します。

そのほか、市立小・中学校との連携を進め、市立図書館で除籍した資料のリユース等、資源の効率的な活用を図るとともに、学校図書館への支援を通して児童生徒の学習、読書活動を推進します。



《自動車図書館 ブーカス号》

<sup>59</sup> レファレンスサービス：司書が資料を使って調べものを手伝うサービスのこと。

○市民との協働、ボランティアの推進

市民とのパートナーシップを推進し、市民と協働して図書館サービスの充実を図ります。

また、読み語りや対面朗読等のボランティア養成講座を定期的に行い、ボランティアの確保に努めます。

そのほか、環境美化ボランティア等、図書館の運営に関わることができる仕組みを充実させます。

○電子図書館の運用、デジタル化の推進

図書館への来館や紙の書籍の利用が難しい人へのサービスの充実や、郷土関連資料（行政資料・郷土資料・市民の学習の成果等）の整理・公開を目的に、「佐賀市電子図書館」を運用します。特に子ども向けの電子書籍を積極的にそろえて、障がいの有無を問わず、市内の全ての子ども達が気軽に親しめる、魅力的な電子図書館を目指します。

また、図書館資料の検索や予約ができるサービス等、インターネットを利用したWebサービスの充実とともに、佐賀市公式スーパーアプリとの連携により、利便性の向上を図ります。



《調べる学習コンクール》



《読み語り》

## 教育委員会活動全般に関する取組

急速な社会構造の変化を見据えて、より効果的・効率的な教育施策を推進するためには、客観的な根拠を重視した運営に取り組むことが重要です。

そのため、佐賀市教育委員会では市民に向けて教育情報や活動状況を積極的に公開するとともに、市民アンケートや関係機関等との意見交換により、学校教育・社会教育等における、多様化する市民ニーズを把握し、意見を反映した教育行政を推進します。

### ○教育委員会会議運営の充実

教育委員の研修会を開催することにより、教育及び教育行政全般に関する教育委員の理解・知識を深め、教育委員会の定例会・臨時会の活性化及び効率的な運営を図ります。

### ○教育委員会マネジメント事業

教育委員会が、教育行政のリーダーシップをとるための体制づくりを強化します。また、教育行政への理解と関心を高めるために教育情報の提供の充実を図ります。

### ○関係機関等ミーティング開催事業

教育委員と子どもに関わる各種関係機関等との対話の機会をつくり、様々な教育課題等の情報収集・現状把握に努め、今後の教育施策に反映することを目的とした関係機関等ミーティング（教育委員と語る会）を開催します。

また、教育委員と関係機関等との直接の対話により、一層の相互理解と連携強化を図ります。

### ○教育委員会の情報発信の充実

教育委員会での活動の状況をホームページに掲載するとともに、教育委員会だよりを発行し、情報を発信します。

また、さがんメール（学校情報メール）やSNS<sup>60</sup>を活用し、教育委員会の主催事業や啓発活動について小中学生の子どもをもつ保護者へ情報を発信します。

### ○教育委員会評価制度

教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するために、評価委員会を設置し、教育委員会による自己評価に加え、評価委員会による第三者評価を行い、事業の継続的な改善を図ります。

また、教育政策市民満足度調査結果を施策に反映させることで、市民の意見を反映した教育施策を推進します。

<sup>60</sup> SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士など、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

## 6 重点事業【令和7年度～令和10年度の4年間に取り組む事業】

前述の「5 基本事業ごとの具体的事業の内容」に掲げる具体的事業のうち、佐賀市教育委員会が執行する事業の中から今後4年間で重点的に推進する「重点事業」を設定します。

この重点事業は、事業を定期的にチェックし進捗管理を行うとともに、外部委員による施策の達成状況の評価（第三者評価）を行ってもらうことにより、第5次佐賀市教育振興基本計画の進捗管理を行います。

### 施策1 多様な未来につなげる教育の推進

重点事業	学習指導の充実と学力の向上		
事業内容	<p>知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性の涵養を図るとともに、主体的な学習意欲の向上や学習習慣の確立、基礎学力の向上、創造性豊かな子どもの育成に努めます。また、「自律」「尊重」「創造」を身に付けた子どもの育成のために、各学校の学習指導の工夫、改善、充実を図ります。</p> <p>学力の向上に関しては、「教師の資質・能力向上」と「校内研究の充実」を重点課題として、学校を訪問したり、研修会等を開催したりして、学校課題に即した支援ができるよう努めます。</p>		
担当課	学校教育課	基本事業	1 学習指導の充実と学力の向上

重点事業	部活動地域展開推進事業		
事業内容	<p>健全で持続可能な「教育環境」「文化・スポーツ環境」を創り出していくため、学校部活動の適正化を進めます。また、地域とともに、子どもたちの多様な価値観、考え方に応えることができる選択肢を創出し、幅広い活動機会の確保に取り組みます。</p>		
担当課	教育総務課	基本事業	3 健やかな体の育成 15 働き方改革の推進

重点事業	いじめや問題行動対策の充実		
事業内容	<p>いじめや問題行動等、教育現場における様々な問題に対し、専門チームによる相談体制の充実を図るとともに、早期発見・早期対応により一人ひとりに応じて的確かつきめ細やかに対応していきます。</p>		
担当課	学校教育課	基本事業	5 いじめや問題行動対策の充実

<b>重点事業</b>	<b>不登校等の対策の充実</b>		
<b>事業内容</b>	心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因等により、学校への登校ができなくなった児童生徒について、家庭、地域、学校、関係機関が連携して、個別や小集団での相談・指導等に取り組み、社会的自立や学校復帰に向けた支援や多様な学びの提供に努めます。		
<b>担当課</b>	学校教育課	基本事業	6 不登校等の対策の充実

<b>重点事業</b>	<b>特別支援教育の充実</b>		
<b>事業内容</b>	特別な支援を必要とする児童生徒が円滑に学校生活を送れるように教育環境を整えるとともに、一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、学校、家庭、地域、関係機関と連携しながら校内支援体制のさらなる充実を図ります。		
<b>担当課</b>	学校教育課	基本事業	7 特別支援教育の充実

<b>重点事業</b>	<b>GIGAスクール構想実現に向けた教職員の資質・能力の向上</b>		
<b>事業内容</b>	教員の実践的指導力向上や技術向上のための効果的な研修の実施、相談及び支援の充実を図ります。特に、ICT（1人1台のパソコン等）を活用した授業を研究し、研修会を実施して、研究成果の発表や情報共有を行うことで、教員一人ひとりの授業力の向上を図ります。		
<b>担当課</b>	学校教育課	基本事業	11 教職員の資質・能力の向上・活性化

## 施策2 地域全体で支えるこどもの健全育成

<b>重点事業</b>	<b>子どもへのまなざし運動の推進</b>		
<b>事業内容</b>	全ての大人が子どもの権利を尊重し、社会全体で子どもの育ちを支えるために、家庭・地域・企業等・学校等の子どもを育む4つの場における具体的な取組を展開し、市民総参加での子ども育成運動を推進します。		
<b>担当課</b>	社会教育課	基本事業	1 子どもへのまなざし運動の推進

### 施策3 いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の推進

重点事業	図書館本館大規模改修事業		
事業内容	<p>図書館本館は平成8年の開館から約30年が経過し、建築物・設備が老朽化していることから大規模な改修を行います。</p> <p>改修後30年先も市民に愛される、誰もが自由にのびのびと、気持ち良い時間を過ごせる空間と、本を好きにさせてくれる様々な体験にあふれた新たな図書館を目指します。</p>		
担当課	図書館	基本事業	2 図書館利用の推進

重点事業	電子図書館システム運用管理事業		
事業内容	<p>図書館への来館や紙の書籍の利用が難しい人へのサービスの充実や、郷土関連資料（行政資料・郷土資料・市民の学習の成果等）の整理・公開を目的に、「佐賀市電子図書館」を運用します。</p> <p>特に子ども向けの電子書籍を積極的にそろえて、障がいの有無を問わず、市内の全ての子ども達が気軽に親しめる、魅力的な電子図書館を目指します。</p>		
担当課	図書館	基本事業	2 図書館利用の推進

○佐賀市教育振興基本計画の策定経過

期 日	内 容
令和6年 2月20日	教育政策会議に報告（計画策定方針）
令和6年 4月25日	作業部会開催
令和6年 4月～5月	令和6年度佐賀市教育政策市民満足度調査実施
令和6年 6月18日	作業部会開催
令和6年 7月9日	教育委員研修会に報告（計画策定方針）
令和6年 7月17日	作業部会開催
令和6年 7月30日	第1回佐賀市教育振興基本計画策定委員会
令和6年 8月1日	作業部会開催
令和6年 8月5日	作業部会開催
令和6年 8月8日	令和6年度佐賀市教育委員会（第三者）評価委員会開催
令和6年 9月11日	第2回佐賀市教育振興基本計画策定委員会
令和6年 9月12日	作業部会開催
令和6年 10月2日	第3回佐賀市教育振興基本計画策定委員会
令和6年 10月4日	作業部会開催
令和6年 10月15日	作業部会開催
令和6年 11月1日	作業部会開催
令和6年 11月12日	教育委員研修会に報告
令和6年 11月15日	社会教育委員に報告
令和6年 12月13日	市議会11月定例会福祉教育委員研究会に報告
令和6年 12月19日 令和7年 1月17日	パブリックコメント実施 ◇意見募集期間：令和6年12月19日(木)～令和7年1月17日(金) ◇意見募集告知：市報さが1月1日号、市ホームページ ◇資料閲覧場所：教育総務課（大財別館3階）、行政資料コーナー（本庁2階）、各支所総務・地域振興グループ、各市立公民館、市ホームページ
令和7年 2月6日	校長会に報告
令和7年 2月25日	定例教育委員会において計画最終案の議決

○佐賀市教育振興基本計画策定委員名簿

所 属	役 職	名 前	分 野	計画策定 委員会
佐 賀 大 学 ( 教 育 学 部 )	名 誉 教 授	甲 斐 今 日 子	学 識	委 員 長
西 九 州 大 学 ( 子 ども 学 部 )	教 授	草 場 聡 宏	学 識	副 委 員 長
福 岡 女 学 院 大 学 ( 人 文 学 部 )	教 授	相 良 誠 司	学 識	委 員
佐 賀 銀 行	地 域 デ ザ イ ン コ ー デ ィ ー ナ ー	横 尾 敏 史	経 済 界	委 員
(公財)佐賀未来創造基金	理 事 長	山 田 健 一 郎	市 民 活 動	委 員
佐賀市 P T A 協 議 会	会 長	荒 木 健	保 護 者 代 表	委 員
NPO法人poco a bocca	理 事 長	寺 野 幸 子	社 会 教 育	委 員
佐 賀 市 校 長 会	理 事	江 島 静 佳	小 ・ 中 学 校	委 員
公 募 委 員		友 清 春 菜	公 募	委 員

## 第5次佐賀市教育振興基本計画

---

発行日 令和7年(2025年)3月  
発行 佐賀市教育委員会  
編集 教育部 教育総務課

〒840-0811 佐賀市大財三丁目11番21号  
TEL : 0952 (40) 7352 (直通)  
FAX : 0952 (40) 7394  
E-Mail : kyoiku@city.saga.lg.jp

---

第5次佐賀市教育振興基本計画は、佐賀市のホームページ(PDFファイル)でも御覧いただくことができます。

ホームページ : <https://www.city.saga.lg.jp>

